

平成24年第3回御代田町議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年9月7日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 報告第 5号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 報告第 6号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 7 報告第 7号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 8 議案第70号 御代田町環境保全条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第71号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第72号 御代田町水道事業者布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する条例案について
- 日程第11 議案第73号 平成23年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第74号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第75号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第76号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第77号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 平成 2 4 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 8 8 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 2 8 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 9 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 3 0 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

- 日程第 3 1 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案
(第 2 号) について
- 日程第 3 2 報告第 8 号 平成 2 3 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について
- 日程第 3 3 請願第 1 1 号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並
びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願
- 日程第 3 4 請願第 1 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
- 日程第 3 5 請願第 1 3 号 新教職員定数改善計画の着実な実現と、教育予算の増額を求
める意見書提出に関する請願
- 日程第 3 6 陳情第 1 4 号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情

平成24年第3回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月7日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成24年 9月 7日	午前10時00分
	閉 会	平成24年 9月18日	午前11時10分

第1日目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成24年 9月 7日	午前10時00分
	散 会	平成24年 9月 7日	午後 4時03分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	10	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	11	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	13	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	14	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	3 番 仁 科 英 一
	4 番 茂 木 勲

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定例会 会議録

平成 24 年 9 月 7 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長 (内堀恵人君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 24 年第 3 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

―― 諸般の報告 ―――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 24 年 9 月 7 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 24 件、報告 4 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した請願、陳情文書表のとおり、請願 3 件、陳情 1 件が
提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 6 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの

で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀恵人君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） それでは、報告をいたします。

去る8月31日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成24年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、請願、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決事項の報告3件、条例案3件、決算認定12件、予算案9件、報告1件の計28件であります。6月定例会以後提出された請願は3件、陳情は1件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より9月18日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

14ページをお開きください。

平成24年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9 月 7 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑

					議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 8 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	9 月 9 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	9 月 10 日	月曜日	午前 10 時		一般質問
第 5 日目	9 月 11 日	火曜日	午前 10 時		一般質問
第 6 日目	9 月 12 日	水曜日	午前 10 時		常任委員会
第 7 日目	9 月 13 日	木曜日	午前 10 時		常任委員会
第 8 日目	9 月 14 日	金曜日	午前 10 時		全員協議会
第 9 日目	9 月 15 日	土曜日			休会
第 10 日目	9 月 16 日	日曜日			休会
第 11 日目	9 月 17 日	月曜日			休会
第 12 日目	9 月 18 日	火曜日	午前 10 時		委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、各常任委員会、全員協議会の会場・時間について、報告いたします。

15 ページをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 12 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

9 月 13 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 12 日 水曜日 午前 10 時 議場

9 月 13 日 木曜日 午前 10 時 議場

全員協議会開催日程

9 月 14 日 金曜日 午前 10 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 18 日までの 12 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より9月18日までの12日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀恵人君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 仁科英一議員

4番 茂木 勲議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまにおかれましては、時節柄大変ご多用のところを、平成24年第3回議会定例会にご出席をいただき、議会が開会できますことに対しまして、厚く感謝を申し上げる次第です。

今年の夏の日本の平均気温は、平年より1.13度高く、戦後3番目に暑い8月になったと気象庁が発表しました。これによりますと、6月からの猛暑日は、5地点で観測史上最多となる新記録であったこと、また、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨の観測回数は、夏の統計資料が残っている1976年以降でもっとも多かったということでもあります。猛暑という中で、御代田町では、例えば御代田消防署での熱中症による搬送は5件でした。一昨年も5件でしたので、増えている状況にはありません。また、雨による被害の状況を見ても、最大に降ったのが8月17日で、1時間に35ミリ。次が龍神祭のときの33ミリで、軽微な被害は発生しましたが、大災害の発生はありませんでした。こうしたことから見ても、御代田町は豪雨などによる災害も少なく、安全で快適に生活できる地域であると言えます。

最近の異常気象に関して、大変心配されることは、御代田町の主要な産業である高原野菜を中心とした農業への影響です。今年のこれまでの農作物の作況は、災害、

霜、降雹、豪雨等の影響もなく、順調で、豊作基調で推移しており、今後も継続すると見込まれています。販売額につきましては、春野菜の出荷開始時期に一定の値段を付けておりましたが、以降は全般的に価格が低迷したまま、続いています。JA佐久浅間の調べでは、今年のこれまでの売上額は、前年を下回る状況にあり、併せて今後、野菜等の価格の回復も見込めない、厳しい状況にあるという調査結果であり、分析結果です。昨年はお盆の後に、急速に価格が回復し、平成20年以降では、もっとも多い売上となりましたが、それとは異なり、今年はこのまま価格低迷が続き、農家収入が大幅に減少した平成21年と同様規模、または下回る売上にとどまる危険性が出てきました。JA佐久浅間では、翌年度の資材調達に関わる資金不足などの困難が予想されるため、再生産の実現に向けて、資金の低利融資を21年度同様に実施する方向で検討を始めたとのことであります。

町としましては、出荷価格の回復を期待しておりますが、このまま売上の下落が続くような事態になったときには、JAと共同歩調の中で、これまでの対応と同様に資金貸付に対する利子補給など、農家経営の支援策の検討を行う必要があると考えています。

昨年3月の東日本大震災の教訓を生かして、国の防災基本計画を始め、多くの自治体では、防災対応の基本となる、地域防災計画の見直しが行われています。また、防災訓練においても、住民参加型の、有事に備えた実践的な内容を取り入れた訓練を行う自治体が増えています。

御代田町でも、9月1日の防災の日に、龍神の杜公園を主会場に、御代田地区の住民の方々、議会の皆さま、消防団、警察署、消防署など、多くの関係機関の参加により、地域住民の防災行動力の強化及び防災意識の高揚を図ることを目的とした総合防災訓練を実施しました。今回の訓練では、御代田地区の皆さまに、実際の避難所になる地区公民館へ自宅から避難いただき、消火栓の取り扱い、バケツリレーによる初期消火訓練などに取り組んでいただきました。また、消防団にも、実際の災害を想定した、住民の避難誘導や、シナリオのない火災消火訓練を行っていただくなど、より実践的な内容を取り入れました。さらに、4月から運用している防災行政無線を積極的に活用した情報伝達訓練も行いました。

今回の訓練から、町ならびに各家庭、各機関での課題を洗い出し、次回の訓練及び有事の際に備え、対応していく必要があると考えております。より一層、充実し

た計画や訓練となりますよう、皆さまのご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、新聞でも報道されました、長野県が御代田町の国有林内東側標高1,500メートル地点で採取した野生のキノコを検査したところ、基準値を超える放射性セシウムが検出された問題についてです。近隣では、佐久市が昨年10月に野生キノコから基準値を超える放射性セシウムを検出したことから、既に佐久市内においては、昨年からの野生キノコの採取などが自粛となっています。御代田町としては、佐久市などでの対応と同様に、県とも相談して、野生キノコの採取や出荷などの自粛を呼びかける看板を、1,000メートル林道沿いの国有林入り口に掲示するとともに、町のホームページに掲載しました。また、町民の皆さまには、広報『やまゆり』、及び回覧板などで自粛をお知らせするよう、準備しています。

なお、町で生産、出荷されている野菜につきましては、県が検査を行い、今年5月24日にはリーフレタス、5月31日にはレタスを、さらに7月3日にはチンゲンサイの検査を行っていますが、いずれも放射性物質は検出されていないことから、御代田町の野菜の安全性が確認されています。

また、御代田町にかかわる水道水の調査につきましては、浅麓水道が6月25日に、佐久水道が6月29日、御代田町としては、8月29日に、それぞれ検査を行いました。いずれも検出されなかったことから、御代田町の水道水の安全性が確認されています。

町としましては、今後も住民の皆さまの安全を確保する見地から、検査の結果にかかわる情報を町民の皆さまに適宜お知らせするとともに、県などとも連携を強めて、検査体制の充実に取り組んでまいります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告3件、条例案3件、決算認定12件、補正予算案9件、報告事項1件の、計28件です。

専決処分事項の報告3件については、3件とも町道での車両損傷事故に係る損害賠償額を定めたものです。

条例案3件につきましては、佐久地域で取り組んでいます地下水等水資源の保全について、昨年12月に行いました共同声明の趣旨に基づき、各市町村で条例制定や一部改正が行われており、町でもこの趣旨に基づいて、御代田町環境保全条例の一部改正をお願いするものを含めた一部改正2件と、条例制定1件の3件を提案す

るものです。

平成23年度一般会計の決算認定ですが、歳入総額は、77億6,082万円で、前年度に比べ、1億3,451万円、1.7%の減となりました。これは、中学校校舎共同調理場の建設が完了したことに伴い、町債が減額となったことによるものです。

歳出総額は、75億163万円で、前年度に比べて1億5,563万円、2.1%の増となりました。

当初、一部借り換えを予定していた町債の償還を全額償還したことによる公債費の増額や、新たに基金設置をした役場庁舎整備基金、教育施設整備基金への積立金の増額によるものです。以上の一般会計歳入歳出差引額から、後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ1億2,000万円の決算積立を行いました。また、繰越明許により繰り越した財源を除いた1億1,167万円を、平成24年度へ繰り越しました。

特別会計におきましても、それぞれ11特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、今議会において、財政健全化法に基づく監査委員の審査に付した良好な比率を報告することができました。

次に、平成24年度一般会計の補正予算であります。歳入歳出それぞれ6億4,311万円を増額し、合計65億282万円とするものです。歳入の主な内容は、税制改正で年少扶養控除が廃止となったことによる個人町民税4,650万円の増額や、額の確定した普通交付税1億5,987万円、町債のうち、臨時財政対策債8,130万円の増額を計上しました。

歳出の主な内容は、緊急防災減災事業債2億2,460万円を財源として実施する道路新設改良事業1億8,980万円、海洋センター体育館耐震改修工事2,152万円や、今後整備を予定しています役場庁舎の整備基金への積立金として、2億円の増額補正をお願いしました。

また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、8会計で総額1億6,275万円の増額補正を計上しました。

報告事項につきましては、平成23年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、原案どおりの採決をお願い申し上げます。平成24年第3回御代田町議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の4ページをご覧いただきたいと思ひます。

専第 16号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

1 事故発生日時 平成24年3月11日

午後10時00分ごろ

2 事故発生場所 御代田町大字御代田4108番地560先

町道小田井追分線中山道の旧西軽井沢病院の付近

3 被害者 記載のとおり

4 事故の概要 上記日時、場所において、被害者が普通乗用車にて町道を走行中、道路上にあいていた穴を確認できず、左側前方のタイヤがパンクした。

5 損害賠償額 3,400円(全額、全国町村会総合賠償補償保険対応)

以上のおり報告いたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終わります。

―――日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の5ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のおり専決をしたので、同条第2項の規定により報告する。

次の6ページをご覧ください。

専第 17号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成24年5月29日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

1 事故発生日時 平成24年4月22日

午後9時00分ごろ

2 事故発生場所 御代田町大字御代田805番地4

小田井のほ場整備田の南側を東西に走る認定外道路

3 被害者 記載のとおり

4 事故の概要 上記日時、場所において、被害者が軽乗用車にて町道を走行中、道路上にあいていた穴を確認できず、左側前方のタイヤがパンクし、ホイールも損傷した。

5 損害賠償額 3万9,848円(全額、全国町村会総合賠償補償保険対応)
以上のとおり報告いたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

古越日里議員。

(7番 古越日里議員 登壇)

○7番(古越日里君) 7番、古越です。

16号の事故概要、普通乗用車が左側前方のタイヤがパンクして3,400円。
17号、今の本件ですが、事故の概要、軽乗用車で左側前方のタイヤがパンクして3万9,848円ということで、約10倍以上の違いですが、これについての説明をお願いします。

○議長(内堀恵人君) 荻原建設課長。

○建設課長(荻原 浩君) お答え申し上げます。

ちょっと記載には漏れておりましたわけですが、17号の方の高い方につきましては、ホイールまで歪んでしましまして、タイヤ及びホイールの交換修理がございましたので、3万9,848円でございます。その前の16号につきましては、タイヤのみでございましたので、この金額となっております。以上です。

○議長(内堀恵人君) 古越日里議員。

○7番(古越日里君) そういう事故の概要については、やはり詳しく書いていないと、この事故の概要の文章だけで理解した場合には、普通乗用車のタイヤ、左側前方タイヤのパンクで、17号は軽乗用車の左側前方のタイヤがパンクで、この金額が10倍以上も違っている解釈をしてしまうので、もう少し詳細な事故の概要の説明を今後は載せていただきたいと思います。以上です。

○議長(内堀恵人君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第6号を終わります。

―――日程第7 報告第7号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第7 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の7ページをご覧ください。

報告第7号 専決処分事項の報告について

地方税法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の8ページをご覧ください。

専第 18号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成24年7月11日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

- 1 事故発生日時 平成24年6月2日
午後5時00分ごろ
- 2 事故発生場所 御代田町大字草越1173番地943
向原区の東側
JAの伍賀支所集荷場から北側へ縦に向かう町道向原7号線
- 3 被害者 記載のとおり
- 4 事故の概要 上記日時、場所において、被害者が普通乗用車にて町道を走行中、町が所有管理する道路側溝の蓋に乗り上げ、左側前後のタイヤのパンク及びホイールの損傷。
- 5 損害賠償額 16万6,740円（レッカー、代車等費用を含む）

こちらにつきましては、過失割合が町が8、被害者の方が2、8対2ということになっております。(全額、全国町村会総合賠償補償保険対応)

以上のおり、報告いたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

(5番 池田健一郎君 登壇)

○5番(池田健一郎君) 5番、池田です。

ただいま上程された3件の専決処分報告について、損害賠償金額だとか、そのことについて異を唱えるものではありませんが、それぞれ皆さん適切に処理されていると思いますけれども、どうしてこのような事故が発生するのか。また、ホイール破損まで至るような大きな、要は大きな事故だと思います。このような事態を発生させる町の道路管理、こういったものに問題があるのではないかと、こんなように考え、質問させていただきます。

○議長(内堀恵人君) 荻原建設課長。

○建設課長(荻原 浩君) お答えいたします。

事故の原因につきましては、2件が車道部分に開いた穴によるものでございます。この穴につきましては、2件とも一番深いところで深さが約10センチぐらいの穴でございました。1件につきましては、大雨により浮き上がってずれてしまっていたコンクリート製の孔蓋に、対向車とすれ違う際に側溝部分を通行せざるを得なかったために乗り上げてしまったものでございます。全額を、保険で対応したものでございますが、道路管理に過失があったが故に、被害者との示談成立によって損害賠償を行った旨の報告でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長(内堀恵人君) 池田議員。

○5番(池田健一郎君) このような問題が、たびたび起きるということは、町民の皆さんから見ると、非常に怠慢じゃないかという批判をちょうだいするものです。これから町道、たとえ町道であっても、きめ細かいそのチェックを重ねて、この町の人たちと、あるいは通行者が安心して通れるような道路管理を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終わります。

――日程第8 議案第70号 御代田町環境保全条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第8 議案第70号 御代田町環境保全条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の9ページをご覧いただきたいと思えます。

議案第70号 御代田町環境保全条例の一部を改正する条例案について

御代田町環境保全条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

今回の改正は、昨年12月に佐久圏域と東御市の12市町村で、地下水等水源保全連絡調整会議を立ち上げまして、共同声明を発したことに伴いまして、水源を含む自然環境が地域で共有する財産であるという理念を盛り込むための改正でございます。

次の10ページをお願いいたします。

御代田町環境保全条例の一部を改正する条例案

御代田町環境保全条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「本町の良い自然環境」の次に、「が地域で共有する財産であることを認識し、自然環境」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後の条文につきましては、次の11ページ、新旧対照表でご確認をいただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第9 議案第71号 御代田町営水道条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第9 議案第71号 御代田町営水道条例の一部を改正する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の12ページをご覧ください。

議案第71号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町営水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

次の13ページでございます。

御代田町営水道条例の一部を改正する条例（案）

御代田町営水道条例の一部を次のように改正する。

第30条の表中、「閉開栓手数料1回1,300円」を「開栓手数料1回1,000円」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

改正理由につきましては、現在、閉栓及び開栓の都度それぞれ、1回につき1,300円を徴収しておりますが、近隣自治体であります小諸市は、開栓のみ1,000円、軽井沢町は閉開栓それぞれ200円、東御市は開栓のみ600円となっており、比較的高額な現状となっております。加えて、当町も給水区域となっている佐久水道企業団は、昨年度まで開栓のみ1,200円を徴収していましたが、今年度4月から、無料というふうに改定をいたしました。これらの現状を踏まえま

して、ある程度の公平性の確保と本改正による減収を最小限にとどめるため、来年度から開栓のみ1,000円と改めたいものでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第10 議案第72号 御代田町水道事業者布設工事監督者の
配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準
に関する条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第10 議案第72号 御代田町水道事業者布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第72号 御代田町水道事業者布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する条例案について

御代田町水道事業者布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましては、地方分権にかかわる第2次一括法の制定により、これまで水道法上位法で定められておりましたそれぞれの配置基準や資格基準を、本年度中に地方自治体の各地方自治体の条例で定める必要が生じました。

なお、条文につきましては、これからご説明申し上げますが、県から示されたモデルのとおりとなっております。

それでは、次の16ページをご覧ください。

御代田町水道事業者布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（案）

第1条は目的でございます。この条例は水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の配置基準及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものでございます。

第2条につきましては、配置する対象工事でございます。法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事となるものでございます。対象の工事につきましては、(1)(2)のとおりでございます。

第3条は、布設工事監督者の資格でございます。

こちらが資格基準でございますが、1号につきましては、大学の工学科課程あるいは衛生工学科、水道工学に関する学科目を修めて卒業した後に、実務経験が1年以上有した者ということでございます。

2番につきましては、大学それ以外の項目で1年6月以上、3番につきましては、短期大学、高専を卒業して2年6月以上、4番につきましては、高等学校の土木科を卒業した後、3年6月以上、5番につきましては、それ以外の者でありましても、5年以上工事に従事すると、資格が有するというものでございます。6号につきましては、記載のとおりでございます。7号につきましては、外国の学校を卒業した者、8号につきましては、技術士法の試験に合格した者でございます。

続きまして第4条につきましては、水道技術管理者の資格についての資格でございます。

各号につきましては、先ほど申し上げました3条の各号それぞれの学科を卒業した状況に応じて、年数が決められているものでございます。

1号につきましては、簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者、2号が大学の工学等の課程を修めた後に、2年以上、あと3年以上、4年以上というふうになっております。

3号につきましては、それ以外の学科目で卒業した者であっても、5年以上関われば資格を有するというものでございます。

4号につきましては、記載のとおりでございます。

5号は外国の学校、6号につきましては、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を終了した者という資格基準で、先ほども申し上げましたとおり、県のモデルに基づきまして、定めたいものでございます。

附則

この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第73号 平成23年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第11 議案第73号 平成23年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第73号 平成23年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の6ページから13ページの歳入歳出決算書款項別集計表についての説明でございますが、お配りしてございます資料番号1をお出しく下さい。内容の説明については、資料番号1により、行います。

最初に、決算書394ページ、決算に関する説明資料をお開きいただきまして、1枚おめくりをいただき、小さい資料の別のページ数で2ページとなっております。こちらをご覧いただきたいと思っております。

昨年、平成22年度の決算の説明から、住新特会と小沼財産管理特会を含む普通会計としての説明でなく、わかりやすいように一般会計に特化して説明をさせていただいております。

なお、この資料の11ページから15ページにつきましては、普通会計という形で作成をさせていただきますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

一般会計の概要でございます。

平成23年度決算総額でございますが、歳入77億6,082万5,000円。1億3,451万5,000円の減でございます。

歳出でございますが、75億163万4,000円で、1億5,563万8,000円の増でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2,751万4,000円。7,256万8,000円の減でございます。

実質収支で、2億3,167万6,000円で、2億1,758万6,000円の減となっております。

平成23年度決算総額につきましては、平成22年度より繰越明許により繰り越した3億3,487万6,000円を含んでおりますが、前年度に比べ、歳入で1.7%減少し、歳出は2.1%増加しております。

歳入の減少要因は、町税、たばこ税の増、それから緊急雇用創出事業の実施による県支出金の増額、それから中学校建て替え基金等2基金の廃止による繰入金の増額はあったものの、中学校舎それから共同調理場の建築が終了となったことによる町債が大幅に減となったことによるものであります。歳出の増加要因でございますが、中学校舎の完了による普通建設事業費が大幅な減額となっておりますが、新たに役場庁舎整備基金、教育施設基金への積立金や、義務的経費でございます人件費、扶助費、公債費の増によるものでございます。

資料番号1をご覧くださいながら説明をお聞きいただきたいと思います。

まず、歳入の状況でございますが、科目別構成比で見ますと、町税が28.8%、地方交付税が18.6%、国庫支出金が17.8%、地方債10%、繰入金8%の順となり、町税で1.5ポイント、地方交付税で0.6ポイント、国庫支出金で0.3ポイント、繰入金で2.9ポイント増加しております。逆に地方債で7.5ポイント減少してございます。

自主財源、これは町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入等でございますが、こちらが34億8,295万6,000円、構成比といたしましては、44.8%と、前年に比べて3億1,763万2,000円増加してございます。

また、依存財源、これは地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、国・県支出金、地方債等でございますが、こちらは42億7,786万9,000円。構成比としては、55.2%で、前年に比べて4億5,214万7,000円減少してございます。

以上のとおり、自主財源、依存財源の構成割合が大きく変動した理由でございますが、中学校校舎、共同調理場建設などの大型事業に充てた町債が、大幅に減少したこと、自主財源である町税繰入金が増加したことによるものでございます。

歳入の主なものの増減理由等でございますが、町税は総額で22億3,821万2,000円で、3.8%増加してございます。要因といたしましては、個人住民税が税制改正等を理由に4,005万5,000円、7%の増。また、法人町民税については、大手企業が回復傾向にあるということで、3,019万3,000円、34.4%の増ということでございます。

それから徴収率につきましては、現年分で98.1%、滞納分を含めた税全体では、88.2%となり、現年分で0.8ポイント、全体で1.4%と、大きな伸びとなっております。

地方譲与税は、7,252万5,000円で、2.5%減少してございます。自動車重量譲与税が12万8,000円、揮発油譲与税が171万6,000円と、共に減少してございます。

ゴルフ場利用税交付金でございますが、こちらは2,063万3,000円で、3.5%増加してございます。大浅間ゴルフクラブ、グランディ軽井沢ゴルフクラブ、共に増加でございます。

地方交付税は14億4,370万7,000円で、1.7%増加してございます。内訳といたしましては、普通交付税が6,049万1,000円、4.9%増、特別交付税が3,645万円、20.8%の減少でございました。要因は、普通交付税では、土地の下落、償却資産の減による固定資産税の減収により、基準財政収入

額が減額となったこと。それから公債費の増や国勢調査人口の増による基準財政需用額が増額となったことによるものでございます。特別交付税については、法人町民税修正分の交付が2,868万2,000円減額になったことによる減額でございます。

分担金、負担金でございますが、9,573万8,000円で、前年比5.7%の減少でございました。管外保育料、それから農業用施設工事負担金の減額によるものでございます。主な負担金の徴収率ですが、保育料、現年分で99.5%となっております。

資料の2ページをお願いいたします。

使用料、手数料は、8,476万5,000円で、1.1%減少してございます。徴収率でございますが、住宅使用料、現年分で98.0%でございました。

国庫支出金でございますが、13億7,851万1,000円で、0.2%増加。昨年度とほぼ同程度の収入でございます。まちづくり交付金で7億5,414万1,000円。子ども手当負担金で2億4,931万3,000円。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で1億5,000万円等でございます。

県支出金は、4億3,000円。53.2%増加してございます。緊急雇用創出事業補助金1億5,465万9,000円の増によるものでございます。

財産収入は、1,541万9,000円で、11.6%減少でございます。こちらにつきましては、基金利子、それから土地売り払い収入の減によるものでございます。

繰入金は6億2,282万5,000円で、54.7%と大きく増加してございますが、御代田中学校建替基金、それから総合文化会館建設基金等の廃止による、基金からの繰入の増額によります。

地方債は7億7,680万円で、43.9%減少してございます。中学校及び共同調理場の建設事業債が5億1,420万円。まちづくり交付金事業債が1億2,500万円の減によるものでございます。

その他のところで説明を割愛しましたうち、前年度を上回った収入でございますが、配当割交付金が103万2,000円で57.1%、株式譲渡所得割交付金が21万8,000円で32%、繰越金が4,092万9,000円で、15.8%などがございます。

逆に、前年度を下回った収入でございますが、利子割交付金211万6,000円で、29.5%、地方消費税交付金で1.9%、自動車取得税交付金で16.4%、地方特例交付金で10%、寄附金で69.1%、諸収入で11.3%、それぞれ減少となっております。

次に歳出の状況でございますが、款項ごとの金額及び増減理由につきましては、歳出の欄に記載のとおりでございますので、ここでは、性質別について、少しご説明をさせていただきたいと思っております。

義務的経費でございます。人件費、扶助費、公債費等でございますが、こちらが22億7,581万2,000円で、前年比1億5,679万円、7.4%増加してございます。構成比では30.4%でございます。

人件費でございますが8億6,137万1,000円で、3,177万2,000円、3.8%増加してございますが、この主な要因は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う、議員共済会負担金2,761万2,000円の増が主要因でございます。

扶助費では、5億1,659万7,000円で、5.5%の増加でございます。こちらにつきましては、児童手当及び子ども手当の支給費、1,988万2,000円や、障害者自立支援給付費340万7,000円の増によるものでございます。

公債費は、8億9,784万4,000円で、12.2%増加してございます。これにつきましては、町長のあいさつにもありましたように、借り換えを予定していた基金につきまして、借り換えずに全額償還をしたためでございます。

物件費でございますが、10億377万7,000円で、17.7%増加してございます。緊急雇用創出事業として実施いたしました、委託事業や、臨時職員賃金など、1億5,756万8,000円の増。これの主な事業は、公共基準点整備業務2,300万円余、それから道路台帳図等数値化事業2,800万円余、道路埋設物件情報数値化業務2,300万円余などでございます。

維持補修費では、2,107万9,000円で、8.5%減少してございます。こちらは道路橋梁の維持補修費の減額によるものでございます。

補助費等でございますが、6億4,199万9,000円で、0.5%減少してございます。消防団員の退職報償金の888万5,000円や、高齢者自立生活支援事業交付金600万円の増額がございましたが、佐久広域消防費739万9,000円や、浅麓施設組合負担金1,253万3,000円の減によるもので、減少して

ございます。

繰出金でございますが、5億7,033万4,000円で、4.6%減少でございます。

特別会計の繰出金の内訳でございますが、国保会計へ7,102万7,000円、介護特会へ1億2,665万6,000円。後期高齢へ1億1,975万4,000円。住新特会へ696万6,000円。公共下水へ1億7,876万1,000円。農集排へ1,796万1,000円。個別排水へ494万4,000円等となっております。介護特会、それから後期高齢者、それから農集排への繰出が増加しております。

投資及び出資金、貸付金でございますが、720万円で、21%の減額で、奨学金の貸付の減少によるものでございます。

積立金は12億911万円で、前年比311.7%増加しておりますが、中学校、それから総合文化会館の基金を、今後整備が予想されます役場整備基金と教育施設整備基金に8億、2億をそれぞれ積み立てたことによります。

投資的経費でございますが、17億7,232万3,000円で、36.8%減少しております。普通建設事業費では、17億6,625万5,000円で、36.5%減少。これは中学校共同調理場の事業が完了したことによるものでございます。

災害復旧費では、606万8,000円で、75.5%減少でございます。農林水産業施設、それから公共土木施設共に減少したことによります。

次に、決算書の200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計。歳入総額が77億6,082万5,000円。歳出総額が75億163万4,000円。歳入歳出差引額が2億5,919万円で、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2番の繰越明許費繰越額が2,751万4,000円。5の実質収支で2億3,167万6,000円。6の実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金でございますが、こちらは1億2,000万円でございます。先ほどもお願いいたしました決算書の394ページ以降に、決算に関する説明資料に詳細な説明がございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたし

ます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前 11 時 00 分）

（休 憩）

（午前 11 時 11 分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 11 議案第 73 号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（10 番 市村千恵子君 登壇）

○10 番（市村千恵子君） 議席番号 10 番、市村千恵子です。

2 点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1 点目は、決算書の 117 ページであります。117 ページの科目が農業振興費の備考の方でよろしいでしょうか。117 ページ、補助金のところの、そば耕作者補助金 455 万 6,700 円についてでありますけれども、このそば生産者への補助事業、御代田町 21 年度から実施されてきているわけです。買取価格に 200 円の補助をするということですが、まずはこの 455 万 6,700 円の実績といいますか、状況をお聞かせ願いたいと思います。

それからもう 1 点は、145 ページをお願いします。歳出なんですけれども、項 4 ですか。都市計画費、都市計画総務費の中ですが、ページ数では 145 の方になります。この住宅リフォーム補助金、それから繰越明許都市計画総務一般経費の中の住宅リフォーム補助金 995 万 1,000 円というのがございます。この 2 点の実績、それから経済効果について、お聞きしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、お答えします。

初めに、117 ページのそば耕作補助金についてですが、455 万 6,700 円の実績としまして、86 戸が出荷した 2 万 2,783.5 キログラムに対し、ご質問のあったとおり、1 キロ当たり 200 円の補助をしたものです。22 年と比べま

して、種配布量で10.2%の増の680キログラム、収穫作業受託面積は、25%増の20ヘクタール、出荷量は83.2%増の2万2,902キロとなっております。出荷量が大幅に増加したことは、作付け面積の増加と、昨年は播種時期に長雨が続いた影響から、発芽率が悪かったことなどが主な要因であります。また、そば耕作補助金につきましては、耕作放棄地の解消も狙いとしていまして、その解消面積は把握している分で23年度は1.85ヘクタールで、前年より0.85ヘクタールの増となっております。

そのほか、そばならつくっていいと言う人もいるのではないかと思われませんが、その実態はまだ把握はしておりません。以上です。

○議長（内堀恵人君） 萩原建設課長。

（建設課長 萩原 浩君 登壇）

○建設課長（萩原 浩君） お答えいたします。

145ページのリフォーム補助金でございますが、平成23年度の現年事業と、平成22年度からの繰越事業という相違点によりまして、2つに分かれておりますが、事業内容は全く同じものでございます。

実績につきましては、申請件数の合計が124件、うち、リフォーム中止による申請の取り下げが3件ございました。補助金の交付件数は、121件でございました。

リフォームの内容につきましては、外壁が20件、屋根が10件、窓が8件、浴室、台所がそれぞれ3件、その他トイレや畳など、これらの複合のリフォームが64件など、多種多様なリフォームが施工されました。

経済的な効果につきましては、交付した補助金の合計額1,966万円に対しまして、1億3,754万7,000円のリフォームが実施されましたので、約7倍の効果があったと考えております。

参考までに、現時点における町内登録業者につきましては、個人経営も含めまして、34社となっております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 耕作放棄地、そばの件ですけれども、第1条の趣旨の、その要綱ですね、補助金要綱の趣旨である耕作放棄地解消を推進するということが、今お聞きしようと思ったんですけど、課長の方で答弁されて、1.85ヘクタール、

わかる範囲ではそれだけの耕作放棄地が解消されているということで、非常に効果的だなということで、思っています。

これについて、今年度も実施しているわけですがけれども、今後、やはり耕作放棄地もさることながら、やはり連作障害にもそばはとても効果的だという中で、この事業というのは、やはり町としては続けていく考えなのか、その点について。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） ご質問にお答えします。

現在行っているそば振興については、引き続き実施していきたいと思っておりますので、検討して進めたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第74号 平成23年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第12 議案第74号 平成23年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の20ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第74号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の309ページをお願いいたします。

平成23年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算書であります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

歳入歳出決算書款項別集計表御代田財産区特別会計。

まず、歳入でございますが、款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額 787万1,221円でございます。内訳は、基金利子が62万6,000円余、それから土地貸付料がハートピアの700万円、それから雪窓保育園の20万円等々でございます。財産売払収入はございませんでした。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。収入済額が480万円。財政調整基金からの繰入でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。収入済額が71万3,590円。前年度からの繰越でございます。

諸収入、雑入についてはございませんでした。

歳入合計で1,338万4,811円でございます。

次の312、313ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額が1,267万3,285円。こちらにつきましては、財産区有林の管理委託料400万円、同じく下刈り委託料が640万円が主な支出でございます、その他報酬、旅費等でございます。

款 2、予備費。項 1、予備費の充当はございませんでした。

歳出合計で1,267万3,285円でございます。

次の314ページをお願いいたします。歳入歳出差引残高でございますが、残額でございますが71万1,526円でございます。こちらにつきましては、平成24年8月24日に開催いたしました管理会で、ご同意をいただいております。

320ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額で1,338万4,000円。歳出総額で1,267万3,000円。歳入歳出差引額が71万1,000円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5番の実質収支で71万1,000円ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第13 議案第75号 平成23年度御代田町小沼地区

財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第75号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の21ページをご覧くださいと思います。

議案第75号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の213ページをお願いいたします。平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算書であります。

次のページをお願いいたします。小沼地区財産管理特別会計、歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額25万5,637円。基金利子等でございます。

2の財産売払収入はございませんでした。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。収入済額300万円。基金からの繰入でございます。

款3、項1、繰越金。46万2,465円。前年度からの繰越でございます。

諸収入の雑入はございませんでした。

歳入合計で、371万8,102円でございます。

次の216、217ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。329万9,894円。内訳といたしましては、林野管理委託料が191万1,000円。委員報酬、財政調整基金積立金等でございます。

予備費については、充当はございません。

歳出合計で、329万9,894円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引額。４１万８，２０８円。こちらにつきましては、８月２１日に委員会で同意をいただいております。

次に２２４ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が３７１万８，０００円。歳出総額が３２９万９，０００円。歳入歳出差引額が４１万８，０００円。翌年度へは繰り越すべき財源はございません。実質収支といたしまして、４１万８，０００円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第１４ 議案第７６号 平成２３年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第１４ 議案第７６号 平成２３年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） ご説明いたします。

議案書２２ページをお願いいたします。

議案第７６号 平成２３年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２３年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の２２５ページをお願いいたします。

平成２３年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算書でござい

ます。

次のページ、226ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明申し上げます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。収入済額4億37万2,759円ということで、ここにつきまして、若干説明いたします。昨年度の決算と比較いたしまして、3,281万8,000円の増加となっております。パーセントにいたしまして8.9ポイントの増加、約9%の増加ということでございました。調定額も、昨年と比べて2,162万3,000円の増ということになっておりまして、課税所得の増加ということもございましたが、収納率にいたしまして、現年で93.7%、前年度と比較いたしまして2.2%の増ということで、収納実績の増加が収入の増につながっているということは明白でございます。が、地道な収納努力によって、これだけの4億の収入が得られたというような状況になっている状況でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。収入済額32万3,900円でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。収入済額2億9,116万5,748円。療養給付費、それから介護、後期高齢者各負担金の合計額ということでございます。

項2、国庫補助金。7,509万4,000円の収入済でございます。調整交付金等でございます。

それから款4、県支出金。項1、県負担金でございますが、905万3,435円。高額医療費、共同事業負担金等の収入でございます。

項2、県補助金でございますが、5,775万8,000円の収入済でございます。県の財政調整交付金等が主なものでございます。

款5、療養給付費交付金。項1も同じでございます。1億5,013万7,377円。退職者医療、65歳未満の方たちになりますが、支払基金からの交付金として受領したものでございます。

それから款6、前期高齢者交付金。項1も同じでございます。収入済額2億8,362万6,437円。65歳から74歳の国保加入に行う被用者保険からの交付金でございます。

それから款7、共同事業交付金。項1も同じでございます。1億5,107万

6, 630円。収入済額でございます。30万円あるいは80万円を超える高額医療費の共同事業交付金ということで、受けているものでございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。42万5,109円でございます。支払準備基金の利子ということでございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。7,102万6,964円。一般会計からの事務費と、基盤安定のための繰入でございます。

それから款10、繰越金。項1、繰越金。収入済額1億262万8,847円。前年度からの繰越金ということでございます。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、404万2,580円、延滞金として収入済でございます。

それから、項2の受託事業収入。25万8,000円。特定健診、個別検診の受託料でございます。

それから項3、雑入。23万112円。第三者納付金等でございます。

歳入合計、15億9,721万9,898円という結果でございます。

次のページ、228ページ、229ページをお願いいたします。

歳出の説明を申し上げます。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額390万2,702円でございます。需用費、電算委託料等でございます。

項2、徴税費。支出済額316万529円。賦課徴収費として支出しております。

項3、運営協議会費。委員報酬として1万5,000円の支出でございます。

款2、保険給付費でございます。項1、療養諸費ということで、支出済額が8億1,246万782円。療養給付費及び療養費等医療に係る諸経費でございます。給付費でございます。

それから項1、高額療養費。9,635万5,869円。高額医療費に対する給付費でございます。

それから項3、出産育児一時金。603万3,150円。出産に対する補助。1件42万円で、15名に対する補助金の支出でございます。

項4、葬祭諸費でございます。54万円。こちらは18件に対する支出でございます。

それから款3、後期高齢者支援金等でございます。項1、後期高齢者支援金等。

2億337万1,737円。後期高齢者に対する支援金で、支払基金への支出でございます。

それから款4、前期高齢者納付金等。60万1,965円。これも支払基金へ国保分の負担金として納めているものでございます。

款5、老人保健拠出金。こちら1万1,532円の支出でございました。

款6、介護納付金。こちらは9,308万3,044円。第2号保険者の保険料として支払基金へ納めているものでございます。

款7、共同事業拠出金。1億6,093万3,799円。高額と保険共同安定化事業分として国保連に納めている拠出金でございます。

それから款8、保健事業費でございますが、項1の特定健診等事業費、695万1,498円。健診等委託料でございます。

項2、保健事業費。1,596万1,836円。人間ドック等の補助でございます。

款9、基金積立金。4,045万円ということで、今現在の基金残高が1億732万円という状況になっております。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。3,573万9,698円。療養給付費の国庫支出金の返還金等でございます。

款11、予備費。こちらにつきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、14億8,462万9,141円でございます。

254ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額が15億9,721万9,000円でございます。それから2、歳出総額14億8,462万9,000円でございます。3、歳入歳出差引額1億1,259万円でございます。実質収支額も同じ額でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第77号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第15 議案第77号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） ご説明をいたします。

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第77号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

決算書321ページからお願いいたします。

平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算書でございます。次のページ、322ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

款1、保険料。項1、介護保険料。収入済額1億6,331万6,790円でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。86万7,600円。特定高齢者の予防事業の負担金として収入しております。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。3万3,000円の収入でございます。督促手数料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。収入済額1億4,015万円。介護給付費、こちらの国庫負担金でございます。施設について15%、在宅について20%の割合で交付されるものでございます。

項2、国庫補助金。5,779万9,537円。調整交付金と地域支援事業の補

助金でございまして、サポーター養成講座等も含まれているものでございます。

それから款5、支払基金交付金でございまして。収入済額2億4,247万9,900円。介護給付費の31%相当が支払基金から交付されるものでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。1億1,924万5,053円ということで、介護給付費の県負担分ということで、施設について17.5%、在宅について12.5%の交付が受けられるものでございます。

項2、県補助金。787万2,768円。地域支援事業交付金ということで、介護予防及び包括的支援事業、任意事業に交付されるものでございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入ということで、基金利子として1万8,363円の収入がございました。

それから款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億2,665万6,000円。一般会計からの給付費、それから予防費の町負担分と事務費で構成されているものでございます。

項2、基金繰入金でございまして、212万6,849円。介護従事者処遇改善特例基金からの繰入ということでございます。

それから款9、繰越金でございまして。2,465万9,273円。前年からの繰越金でございまして。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございまして、10万4,880円でございました。

それから項2のサービス収入でございまして、281万5,560円。予防プランの作成料として収入しているものでございます。

雑入については、収入はございませんでした。

歳入合計、8億8,814万5,573円という決算でございました。

324ページ、歳出の説明を申し上げます。

款1、総務費。項1、総務費。支出済額、1,623万6,430円。認定調査の臨時職員、それから総務費として賦課徴収経費等が含まれているものでございます。

それから款2、保険給付費。8億753万1,686円。介護予防サービスの給付費ということでございます。

款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。支出済額が1,079万8,625

円。特定高齢者の予防事業経費ということで、支出いたしました。

それから項2、包括的支援事業、任意事業費ということで、1,957万9,407円。地域包括支援センター、こちらの運営経費ということでの支出でございます。

款4、基金積立金。項1、基金積立金。4万円ということで、利子相当分でございます。

款5、諸支出金。831万8,078円。国庫支払基金への返還分として支出いたしました。

それから款6、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、246万289円ということで、昨年も20名の介護サポーターを養成し、3年間合計で66名の介護サポーターが育っているという状況でございます。

それから款7、予備費でございますが、支出はございませんでした。

歳出合計、8億6,496万4,515円ということでございます。

346ページをご覧いただきたいと思っております。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額、8億8,814万5,000円でございます。2、歳出総額、8億6,496万4,000円。3、歳入歳出差引額が2,318万1,000円ということで、5の実質収支額も同じ額でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

私の勘違いかどうか、ちょっとよくわからないわけですが、この322、323ページ、これ、予算現額と収入済額との比較で、歳入合計で322万7,427円、予算に対してこれだけ減額になりましたと、こういうことなんですけれども、歳出の方を見れば当然のことながら、余ってきているから予算はいいわけなんですけれども、この歳入予算の組み方がおかしいと思うわけでございますけれども、違ったら教えてください。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

すみません、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、323ページのどの部分ですか。

○9番（武井 武君） 一番最後。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 一番最後ですか。

○9番（武井 武君） △の322万7,427円。予算に比べてこれだけ歳入が少ないということは、事業執行ができなくなるのではなかろうかというふうに感じたわけです。支出では当然のことながら、不用額が2,600万円出ているから、当然足りるわけですけれども、予算の中で入れば、予算を組み換えなければ、これは322万円の収入未済になれば、当然のことながら、予算どおりの執行ができないのではなかろうかというふうに感じたものですから、お聞きをしたわけです。

○保健福祉課長（小山岳夫君） はい、わかりました。

すみません、この部分ですけれども、1番の保険料ですね。ここの部分で予算現額に対しまして、収入済額の額が予算額に到達しなかったために生じたものでございます。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） そうすれば、当然のことながら、歳出の方で何かを削ってこなければ、予算の辻褄が合わなくなるのではなかろうかと感じましたので、お聞きをしたわけですか。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

武井議員ご指摘の辻褄が合わなくなるということなんですが、実質的には、専決補正等で、概ねの確定した数値に予算現額を合わせてこなればいけないということがございますけれども、私どもの方でも、ちょっと気づきませんで、こういった事態になってしまいました。大変申しわけございません。何とか支出額の方が少なくて済みましたので、一応決算が打てたんですが、今後、このようなことのないように気をつけて指導してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- 議長（内堀恵人君） 武井議員。
- 9番（武井 武君） 終わります。
- 議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第78号 平成23年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

- 議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第78号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

- 保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、ご説明いたします。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

決算書の373ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。収入済額6,929万5,500円でございます。75歳以上の被保険者の保険料ということで、徴収しているものでございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。3万300円でございます。督促手数料でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。2,660万6,000円ございませ

た。事務費、基盤安定、人間ドック補助に対する繰入でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。216万5,717円ということで、前年度からの繰越金でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料ということで、収入済額が2万9,700円。延滞金として収入しております。

項2、償還金及び還付加算金。収入はございませんでした。

項3、雑入。194万2,209円。健診に対する広域連合の支出金及び特別調整交付金等の収入でございます。

歳入合計、1億6万9,426円でございます。

次のページ、376、377ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。歳出済額146万1,419円。納入通知発送の役務費、委託料等でございます。

項2、徴収費。支出済額33万9,588円。賦課徴収経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、9,392万1,441円。広域連合への納付金でございます。

それから款3、保健事業費でございますが、項1、健診事業費。109万2,010円。健診委託料でございます。

項2、保健事業費。89万円の支出でございます。人間ドックへの補助金でございます。

それから款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。支出はございませんでした。

それから、款5の予備費についても支出はございませんでした。

歳出合計、9,770万4,458円でございます。

388ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分1、収入総額1億6万9,000円でございます。2、歳出総額、9,770万4,000円でございます。3、歳入歳出差引額が236万4,000円。5の実質収支額も同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

(午前11時57分)

(休 憩)

(午後1時30分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

笹沢 武議員、所用のため、午後欠席する旨の届け出がありました。

―――日程第17 議案第79号 平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第17 議案第79号 平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは、議案書の25ページをご覧くださいと思います。

議案第79号 平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の202、203ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。住宅新築資金貸付事業特別会計。歳入でございます。

款1、県支出金。項1、県補助金。収入済額が24万1,000円でございます。償還推進事務費に対する4分の3の補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。696万6,000円。一般会計より繰入を行いました。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。3 万 2, 0 0 9 円。平成 2 2 年度からの繰越金で
ございます。

款 4、諸収入。項 1、貸付金元利収入。2 8 5 万 7, 6 1 5 円。住宅改修資金が
4 件、宅地取得資金が 1 9 件、住宅新築資金が 2 1 件となっております。合計しま
すと 4 4 件。こちらにつきましては、前年度 7 件の償還完了がございまして、7 件
減の 4 4 件となっております。

現年分につきましては、平成 3 2 年の 7 月が最終納期となっております。

歳入合計が 1, 0 0 9 万 6, 6 2 4 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、住宅費。支出済額が 3 3 万 3, 4 0 3 円でございます。主
なものは、口座振替手数料、切手代等の消耗品、事務費でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。9 7 6 万 1, 0 8 2 円。記載の元利償還金でござ
います。記載につきましては、平成 3 1 年度に償還が完了する予定でございます。
歳出合計が 1, 0 0 9 万 4, 4 8 5 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額、2, 1 3 9 円。2 4 年度へ
繰り越します。

続きまして、2 1 2 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。
歳入総額が 1, 0 0 9 万 6, 0 0 0 円、歳出総額が 1, 0 0 9 万 4, 0 0 0 円。歳
入歳出差引額が 2, 0 0 0 円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収
支額が 2, 0 0 0 円でございます。

以上とおおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（内堀恵人君） 日程第18 議案第80号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の26ページをご覧ください。

議案第80号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の276、277ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が303万1,628円。主なものでございますが、新規加入金22件×13万6,500円。1メーター当たりの権利となっております。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。7,352万4,842円。水道料金の現年と滞納繰越分でございます。

現年の徴収率につきましては、97.00%でございました。

項2、手数料。80万400円。閉開栓手数料、工事申請等の手数料でございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。90万3,605円。基金利息でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。283万2,795円。小沼簡易水道から按分分でございます。臨時職員、電算などの事務費の按分でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。494万4,020円。平成22年度からの繰越金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。12万7,552円。水道料金の延滞金でございます。

項2、雑入。6,500円。金抜き設計手数料でございます。

歳入合計が8,617万1,342円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。4,116万6,903円。主なものでござ

いますが、浅麓水道からの受水費、起債償還などがございます。

項2、施設管理費。1,092万7,580円。検針委託料、水質検査負担金などがございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。1,261万500円。主なものでございますが、清万南ヶ原にございます御代田第一配水池に中央監視システムを構築いたしました。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。1,315万1,000円。小沼簡易水道へ人件費、事務費等の按分分の繰出でございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。100万円。基金の積立金でございます。

款5、予備費。項1、予備費につきましては、充当はございませんでした。

歳出合計が7,885万5,983円でございます。

基金残高につきましては、平成22年末から100万円が増えまして、2億5,770万9,000円となっております。

次のページ、280ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額が731万5,359円で、平成24年度へ繰越を行います。

続きまして、290ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が8,617万1,000円。歳出総額が7,885万5,000円。歳入歳出差引額が731万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が731万5,000円となっております。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第81号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第19 議案第81号 平成23年度御代田町小沼地区簡易

水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） では、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第81号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

別冊決算書の256、257ページをご覧ください。

歳入歳出の決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が765万4,500円でございます。主なものにつきましては、新規加入金が53件となっております。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。9,017万9,051円。水道料金の現年と滞納繰越分でございます。現年分の徴収率につきましては、97.15%でございました。

項2、手数料。138万8,900円。閉開栓及び工事の申請手数料等でございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。173万2,510円。基金利息でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,507万8,800円。一般会計からのものと、一般会計の消火栓取扱手数料、消火栓の管理分の一般会計からの繰入金と、御代田簡易水道との按分分でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。519万5,970円。平成22年度からの繰越金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。15万7,760円。水道料金の延滞金でございます。

項2、雑入。1万6,200円。金抜き設計手数料でございます。

歳入合計が1億2,140万3,691円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。6,223万1,296円。主なものでございますが、職員の人件費、起債の償還金などでございます。

項 2、施設管理費。1, 552万7, 652円。検針の委託料、水質検査負担金などがございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。194万2, 500円。舟ヶ沢の管渠の布設替え、延長が116メートル、VPの40ミリ管からポリ管の75ミリに布設替えを行ったものがございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。169万395円。御代田簡易水道への按分分でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。2, 580万円。基金への積立金でございます。

款 5、予備費。項 1、予備費につきましては、支出、充当はございませんでした。

歳出合計が1億719万1, 843円でございます。

こちらの小沼簡易水道の基金残高につきましては、4億2, 852万2, 000円となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額1, 421万1, 848円。平成24年度へ繰越を行います。

続きまして274ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額、1億2, 140万3, 000円。歳出総額が1億719万1, 000円。歳入歳出差引残額1, 421万1, 000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が1, 421万1, 000円となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第20 議案第82号 平成23年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第20 議案第82号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第82号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の292、293ページをお願いいたします。

款項別集計表、歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が4,149万9,827円でございます。

その右隣、上、不納欠損額が427万3,063円でございます。不納欠損につきましては、廃業法人のみでございます。9社ございました。現年分の徴収率につきましては、88.28%でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。2億6,562万7,777円。下水道の料金でございます。こちらにつきましても、122万6,716円の不納欠損を行いました。こちらにつきましては、主に廃業法人と、あと行方不明等でのものでございます。46人分でございます。現年の徴収率につきましては、96.54%ございました。

項2、手数料。77万1,600円。指定工事店の申請手数料と督促の手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。840万円。長寿命化計画の策定、雨水排水事業の基本構想の策定に対する国庫の補助金でございます。2分の1補助金でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1億7,876万1,000円。一般会計より繰入を行いました。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,668万7,339円。平成22年度からの繰越でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。145万3,976円。下水道料金の延滞金でございます。

項2、雑入。9,400円。金抜き設計手数料などでございます。

款7、町債。項1、町債9, 330万円。資本費平準化債などがございます。

歳入合計が6億651万919円でございます。なお、公共・特環合わせました水洗化率につきましては、前年度から1.99ポイント増加いたしまして、87.03%の水洗化率となっております。

次のページでございます。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。1億5,602万4,581円。主なものでございますが、施設管理の委託料、長野県下水道公社、浅麓環境施設組合等での汚泥の処理の負担金、あと電気料、長寿命化計画等の策定委託料などがございます。

款2、公債費。項1、公債費。4億3,640万3,752円。起債の元利償還金でございます。

予備費につきましては、充当はございませんでした。

歳出の合計が、5億9,242万8,333円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が1,408万2,586円。24年度へ繰越をいたします。

続きまして308ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が6億651万円。歳出総額が5億9,242万8,000円。歳入歳出差引額が1,408万2,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が1,408万2,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第21 議案第83号 平成23年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第21 議案第83号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の29ページをお願いいたします。

議案第83号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の348、349ページをご覧ください。

款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。収入済額が15万7,698円。受益者分担金、草越、広戸事業組合から修繕費にかかったものの7%の分担でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。974万430円。使用料でございます。現年度の徴収率、現年滞納繰越とも徴収率は100%でございます。

項2、手数料。2,500円。督促手数料でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。1,796万1,000円。一般会計からの繰入を行いました。

款4、繰越金。項1、繰越金。225万9,317円。平成22年度からの繰越でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。1万3,100円。使用料の延滞金でございます。

項2、雑入。44万4,150円。平成23年度、落雷がございまして、修繕を行ったもの、修繕費に対しまして、100%保険料が下りてきましたので、雑入として処理をいたしました。

歳入合計が3,057万8,195円でございます。

こちらの普及率につきましては、前年と同様、93.29%の普及率でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、農林水産業費。項1、農地費。1,127万790円。主なものでございますが、電気料等の光熱水費、施設管理委託料、あと修繕費でございます。

款2、公債費。項1、公債費。1,698万2,240円。起債の元利償還金で

ございます。

予備費につきましては、充当はいたしませんでした。

歳出合計が、2,825万3,030円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が232万5,165円。平成24年度へ繰越をいたします。

続きまして、360ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,057万8,000円。歳出総額が2,825万3,000円。歳入歳出差引額が232万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が232万5,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第84号 平成23年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第22 議案第84号 平成23年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第84号 平成23年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の362、363ページをご覧ください。

款項別集計表でございます。歳入。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。533万7,630円。施設使用料

1 1 1 基分でございます。現年の徴収率につきましては、99.18%でございます。

項2、手数料。1,300円。督促手数料でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。494万4,000円。一般会計から繰入を行いました。

款3、繰越金。項1、繰越金。109万8,174円。平成22年度より繰り越したものでございます。

款4、諸収入につきましては、収入等はございませんでした。

歳入合計が1,138万1,104円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。473万7,797円。主なものでございますが、浄化槽の施設管理の委託料でございます。

款2、公債費。項1、公債費。593万8,218円。起債の元利償還金でございます。

予備費につきましては、充当はございませんでした。

歳出合計が1,067万6,015円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額70万5,089円。平成24年度へ繰越を行います。

続きまして372ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,138万1,000円。歳出総額1,067万6,000円。歳入歳出差引額が70万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が70万5,000円でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉 喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉 喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成23年度決算審査の結果を、ここにご報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました、平成23年度御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元の定例会資料の31から46ページに記載のとおりでございます。

決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算概況、第4 審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただきます、第1、第2、第4についてご報告させていただきますことをご了承ください。

第1に、審査の概要であります。

まず、平成23年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれております。詳細はお手元の定例会資料46ページの別表に記載してございます。これらの審査対象について、第一次的に、去る7月23日から7月27日までの間、事務局による予備審査を行いました。その後、8月1日と土日を除き、7月30日から8月6日まで、私と議会選出の柳澤監査委員による本審査を行いました。この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これら決算書等は法令に準拠して作成されているか、決算書等の係数は正確であるか、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用

い、関係諸帳簿及び証書類を視査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ、証券類、実査や、金融機関への確認を行いました。なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果もあわせ考慮して、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。すなわち、第1に決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その係数も正確であると認められました。第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も、符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と、結果についてのご報告であります。

次に決算審査等を行いました過程での私ども監査委員の全般的所見を申し述べさせていただくこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これに代えさせていただきますことをご了承ください。

なお、当所見では、個別の疑問や問題点については、総合意見を左右する重大な事項ではなく、その都度関係者に注意を喚起いたしましたので、基本的に取り上げておりません。しかし、講評の際に、今後の日常業務の更なる向上のためには、より良い業務を更に発展させ、小さな過ちは、これを根絶し、もって現行業務の改善と発展に資するよう、要請いたしました。

講評に先立って、監査委員の意見としてのいわゆる指摘事項について、少々申し上げたところであります。それは、地方自治法第199条第10項において、監査委員は必要があると認めるときは、監査等の結果が適正である、妥当である等の報告に添えて、監査意見を提出することができる旨を定めております。そして、その監査意見は、一般にその重要度に応じ、次のように分類されますことは、ご承知のことと思います。

すなわち、指摘事項、指示事項、注意事項、指導事項、要望事項等々であります。指摘事項は、法律・政令・省令・条例・規則等に抵触する事項で、重大ではないが

軽微でない。指示事項以降は、指摘事項と比較して、問題性が段階的に低いものに適用されます。そして同条第12項では、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考に、首長等が何らかの改善措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする旨が定められています。法では『措置を講じたとき』は過去形ですが、通常各市町村は、措置通知には『努力します』『改善する予定です』と、多くが未来形です。これでは、『措置を講じたとき』という法の定めに適うのでしょうか。疑問に感じるところであります。

監査委員による決算審査でも、上場企業に対する公認会計士による財務監査でも、審査・監査の対象である決算書等が全体として適正か、あるいは妥当であるかの総合意見が重要視されます。もちろん、特定の事項が重大な非違である場合には『次の事項を除き』のような、限定的な審査・監査報告もありますが、全体への影響が軽微であれば、特段の意見を付さないのが原則です。もちろん、特定の目的の監査では、発見できた非違事項のすべてを列記することもございます。

監査には、重要性の原則があり、非違事項でも、重要性から見て審査・監査の過程で指摘したり講評の中でお話しすればよいものが多いのではないのでしょうか。重要性の低いもの、一過性のものについてまで、監査の結果報告に添えての監査委員の意見として提出する必要があるか否か、疑念を抱かざるを得ません。最近、ややもすれば、軽微な問題点をも指摘事項等とする傾向についての所感を幹部職員一同に申し上げた次第であります。

さて、決算審査についての所感につきましては、7点ほどお話しいたしました。なお、これらの所感は、地方自治法第199条第10項の意見ではありませんことも申し添えたところあります。

まず第1は、危機管理に関することです。昨年3月議会開会中に、東日本大震災が発生し、議会の議事が中断いたしましたことは、今なお記憶に新しいものがあります。このこともあり、23年度定期監査においては、危機管理についての質問を幾つかの課にいたしました。

質疑内容の1、2を申し上げますと、「緊急時における町長との連絡体制はどのようになっているか」という問いに対し、「携帯電話がある」との回答でした。先の大震災の際には、携帯電話がほとんど機能しなかったことは、周知の事実であります。この回答では、大震災の学習効果が全くないこととなります。この東日本大

震災の経験を踏まえ、トランシーバーや衛星電話についての検討をお願いしたところであります。

また、「学校における避難時等に使用するハンドマイクの充実度」について質問をしましたが、これに対する回答は、「先生方は声が大きいですから、拡声器がなくても問題はない」ということでした。このような現状認識で危機管理体制が整っているとは到底言えないのではないのでしょうか。

このような危機管理認識から、次の「不作為の作為」についてのコメントをすることといたしました。

第2として、危機管理に関連し、「不作為の作為」について申し上げました。

次の文言は、東京のある女学園の広報誌の一部分であります。

『防災対応は、日頃から避難訓練などを行ったり、食料や水のほか、ヘルメット、毛布、ラジオなどの防災用品を確保、備蓄しています。』

当町の小中学校には、そのいずれも確保・整備されていませんが、3・11以降の時代の要請からも、早急にというわけにはいきませんが、時間をかけてでもその一端でも追いつきたいものであります。

なお、同広報誌には、小学生の避難訓練の写真があり、全員がヘルメットを着用していました。ちなみに、同校は東京の六本木にありますので、登校時に着用してきたものではありません。

さて、最近では「不作為の作為」という警報理論が一般化され、成すべき人が何もしないこと、又はしなかったこと、という意味に使われるようになり、予防措置をとる立場の人が必要な対応をとらないことで、責任を追求されることがあります。近隣市町村の例ですが、昨年、市道の未補修の穴が原因で、バイクが転倒、車両が一部損壊したとのことで、損害を賠償した事例があります。道路管理者が補修をしなかったことにより、責任を追及されたわけです。なお、この件はリスク管理を喚起するために申し上げたものですが、先ほどの専決事項報告によれば、当町において、類似の事案3件が既に発生したとのことであり、まことに遺憾と言わなければなりません。

ところで、行政にあっては、ある行為を成すには、関係者への根回し、予算措置などの制約も多いとは思いますが、町民、とりわけ未来の御代田を担う子どもたちのためにも、災害対策について「不作為の作為」という事実が、今以上の認識、要

望、議論があつてよいのではないかと、問いかけました。

第3は、政教分離についてであります。憲法は第20条で政教分離原則を宣言し、更に憲法第89条では、公金は宗教上の組織のためにこれを支出してはならない旨を規定しています。宗教上の組織とは、寺院・神社のような物的施設を中心とした財团的なものを指すとされています。平成23年度の出納検査の過程で、神社への支出がありました。支出の目的は、「直会（なおらい）」の参加費用でした。「直会（なおらい）」とは、祭事の無事終了を感謝し、お神酒をお下げ渡しいただき、これで飲食する神事等の最終行事です。御代田には、多くの宗教を超えた地域の慣習的な神事・祭事があるようで、一概に宗教行事であると断定することは、適当でないことも少なくないと思います。

ちなみに、最高裁判所は、「地鎮祭」について、「宗教と関わり合いを持つものであることを否定し得ないが、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ」として、憲法に抵触しないと判断しました。ただ、これには最高裁判事15名中5名が反対意見でした。このため多くの地方公共団体は、直接地鎮祭を主催することなく、業者の安全祈願に参加するようになっています。

さりながら、地方公共団体は、信教や良心にかかわる疑念を抱かれそうな事柄への直接的な参画については、十分な事前の配慮が必要ではないでしょうか。先の最高裁判決でも意見が分かれるように、宗教行為か地域の慣習的行為かの判断には、大変デリケートな問題ではないでしょうか。

とりわけ、世間を見ると、憲法に抵触する恐れのある支出については、金額の大小に関わらず、監査請求その他のクレームが見受けられますので、関係職員の皆さまには、重ねての喚起をした次第でございます。

なお、出納検査後の代表監査委員講評で、政教分離について触れた半月後の信濃毎日新聞によれば、東筑摩郡山形村の観光名所で、村指定文化財の清水寺について、村民でつくる清水寺保存会と同村は、現行の賽銭と村の補助金とを混同する会計処理や、村有地の無償貸与は、政教分離に抵触する恐れがあり、土地利用や会計の方法を見直す方針を示したとのことでした。

当町においても、例えば「龍神祭り」の一連の流れの中には、宗教行事は含まれていないでしょうか。また、補助金の使途は明確に、宗教的行事には支出しないよう、歯止めがかけられているのでしょうか。いずれにしても、宗教行為に類似する

ものにかかわる補助金や負担金について、特段の配慮が必要でないかと考え、注意を喚起いたしました。

第4は、政策法務に関するものであります。平成23年度の議会に指定管理者制度に関連する新たな条例案が上程されたことがありました。この条例案は、町の抱える課題を民力の活用により、効率的に解決しようという政策法務の一環であり、何ら監査委員の関与する事柄ではありません。しかし、当該条例案は、現行の公の施設の町の直接運営を『指定管理者に行わせることとする。』とするものです。

ところが、昨年国会における国家公務員宿舎削減に関し、財務省は原則として、25%を削減するとの方針を示しましたことは、ご承知のとおりであります。これに対し、国の議会関係者は、『原則として』を削除するよう要請しましたが、財務省は頑なにこれを拒否しました。なぜでしょうか。『原則として』があれば、将来の実績率が10%であっても、何ら責任追及されることはありません。せいぜい「不本意ながら」と頭を下げればよいことなのです。事程左様に、法令用語の使い方には十分な熟慮が必要です。

さて、先ほどの条例案に戻ると、本件のような表記だと、一時的にせよ町の直営はできないこととなります。将来、指定管理者が諸般の事情で指定管理業務の継続ができなくなり、次の指定管理者が決まるまで町が直接管理をした場合には、監査委員は、条例違反の指摘をすることになりかねません。もちろん、緊急避難行為であるとの言い訳もできないこともありませんが、この事例では、『指定管理者』の前に『原則として』を入れるか、『行わせることができる。』としておけば、何ら危惧を抱く必要はありません。ちなみに、世代間交流センターに関する条例では、『指定管理者に行わせることができる。』と規定し、幅を持たせた表現になっています。

条例・規則等を策定する場合には、他市町村等の事例を丸飲みにすることなく、当町の現実と照らし合わせ、法令用語に留意しつつ、遺漏のない文案づくりに努めるのが本来の政策法務である旨の喚起をいたしました。

第5は、正当債権者に関するものであります。地方自治法第232条の5で、地方公共団体の支出は、いわゆる「正当債権者」のためでなければ、これを成すことはできない旨を定めています。町の支出は、会計管理者が総括していますが、年間万を超える支出について、関係帳票に記載された債権者が正当債権者であるか否かを確認することは、現実には不可能であります。基本的には、起票担当者が記載した

内容を信頼して支出事務は遂行されることにならざるを得ません。例月の現金出納検査の過程で、正当債権者としていかななものかと思われる事例が少なくありません。

例えば、購入先が会社なのに、支払先が個人口座のようなものは、不適切であり、会計管理者を通じ、注意を喚起しました。その後、改善はされました。

しかし、児童等への補助金・助成金等については、通常は両親が複数保護者の立場にあり、いずれが正当債権者としての受給権者、すなわち、どちらが生計を同じくする主たる保護者等かは、窓口担当者でも困難な場合が少なくないのではないのでしょうか。このため、債権者としての申し出が真正なものとして、受理することになると思われます。事程左様に、正当債権者の認定には困難が伴いますので、いわんや、会計管理者に正当債権者の確認責任を求めるのは、酷であると言わざるを得ません。是非、起票担当者の皆さんには、極力起票段階での留意をお願いし、先の事例のような不適切な債権受領者の排除と、会計管理者の確認業務軽減に資するよう、努めていただきたいと要望したところであります。

第6は、政策の矛盾について申し上げました。

最近のテレビ番組に鉾楯対決というのがあります。過去の放送ですが、どのようなものにも穴を開けられるドリルと、絶対に穴を開けられない堅い金属との対決がありました。中国の韓非子を語源とする「矛盾」をベースとする番組です。これに類似する事例が、当町でもありました。

最近、町内で防災無線用の鉄柱を見かけますが、当然に災害時に緊急連絡情報を伝達するのが目的であります。災害時等の緊急連絡の投資支出がある一方、これに反するリフォーム補助金の支出もあります。補助金対象となるリフォームの中には、省エネ効果や防音を高めるサッシの修繕・取替があります。片や聞いてもらうための支出、他方は聞こえなくするための補助金支出です。どちらも単独ではそれなりの政策に基づくものですが、両者を一緒に見ると、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治法の精神に、それこそ矛盾するのではないかと、疑念を抱かざるを得ませんでした。

7番目に、公平の原則について申し上げました。

町債を除く町の歳入の約40%が町税です。この町税の賦課徴収の業務を税務課がその任にあたっています。納税の義務は憲法で定められた教育と勤労と共に国民

の三大義務のひとつであります。しかし、残念ながら、納税の義務は履行しない事例が少なくありません。いわゆる滞納がこれです。税務課の業務は多くが電算化されています。しかし、滞納整理は個別処理が多く、税務課の労力の半分がこの滞納処理に費やされていると言っても過言ではないでしょう。

財政学の書籍を繙くと、租税の定義に続いて、租税原則の説明があります。その1つに「公平の原則」があります。たいていの説明は、公平に課税すべきこと、所得課税であれば、課税標準額が同等の所得者には同額を課税することが述べられています。しかし、現実社会は公平に課税しても公平に納税されるとは限りません。常々申し上げていますが、適正な納税者に比較し、滞納者はより多くの滞納整理というコストがかかる行政サービスを受けており、それこそ公平の原則に反しているのではないのでしょうか。

現在、行政コスト計算書がつくられていませんが、いつかは参考資料として滞納サービスについての関係者の人件費も計上した行政コスト計算書を作成していただきたいものです。なお、積極的に納税PRをしても、多くの方々は口座振替を活用し適正に納税し、一部の滞納者が納税PRを無視するのが現実かもしれません。だからといって、手をこまねいているわけにもいきません。徴税担当者には、法律上は差押その他の強制徴収権が付与されているとはいえ、現実にはいろいろな手続もあり、そう簡単にこれを行使するわけにはいきません。

にもかかわらず、滞納整理担当者の仕事は、滞納金の回収ができて当たり前ということから、あまり評価を受けませんが、町にとっては必要不可欠な業務ではあります。最近の徴税率は向上しており、関係者の努力の成果であります。今後も困難を乗り越え、「公平の原則」の確保にさらなる業務努力を期待する旨を申し上げました。

以上、プラス的な所感のほかに、マイナス的な所感もありますが、マイナス的な所感の基礎となった事項も、決算審査総合意見を基本的に左右するものではありません。しかし、冒頭に申し上げましたが、現行業務の改善と発展に関係者一同がさらなる努力を傾注されるよう重ねて要望し、7項目の所感を締めくくりました。

なお、平成23年度決算審査講評を終えるにあたり、今一点、幹部職員の皆さんにお願いをいたしました。

それは、ドイツの社会学者・経済学者として著名なマックス・ウェーバーは、政

治家にとって重要な資質は、情熱、責任感、判断力の3つだと言います。情熱とは、自らが追及せんとする事柄への情熱的献身のことです。この情熱的献身の対象である仕事への責任ある奉仕という責任性との結びつきも不可欠です。さらに、判断力とは、己の自我をしばし脇に置き、まずは物事の原因や現況を客観的に観察できる能力のことだと言います。このことは、政治家のみならず、公務員全員にも当てはまるのではないのでしょうか。

とりわけ、幹部職員の皆さんには、情熱を持って仕事と取り組み、その仕事の遂行には責任感を常に抱いていただき、さらに情熱と責任感を持って仕事に向かうにあたり、町民の為という、自我を超えた奉仕の精神を第一に、日々の業務に邁進されますことを、最後にお願ひしたところでございます。

以上をもって、平成23年度決算審査報告を終了いたしますが、我々監査委員としましても、今後も多分に事後的ではありますが、行政事務の正確性と効率向上に寄与するように努め、もって、町民の期待と負託にこたえる所存であります。

議員の皆さまにも、予算・条例等の審査を通じ、事前のコントロールにより監査委員の業務に側面的なご支援をお願いする次第であります。

ご清聴に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（内堀恵人君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

―――日程第23 議案第85号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第23 議案第85号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書47ページをご覧いただきたいと思ひます。

議案第85号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ6億4,311万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ65億282万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、こちらについては、お手元の資料番号2で説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税。既定額に4,650万円の増額でございますが、個人町民税でございますして、年少扶養控除の廃止等による、控除額の減少によるものでございます。

項2、固定資産税。既定額から2,320万円の減額でございます。こちらにつきましては、家屋の評価替えの年にあたりまして、評点補正率が下がったことによる減額補正でございます。

7の都市計画税につきましても、既定額から360万円を減額するものでございまして、固定資産税と同様の理由によります。

款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金でございますが、既定額に58万4,000円を増額するものでございまして、減収補填特例交付金の額の確定により増額になりました。

款10、項1、地方交付税でございますが、既定額に1億5,987万7,000円を増額するもので、こちらも確定によるものでございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に12万円の増額でございますが、農地災害復旧工事の負担金でございますして、7月下旬の降雨と8月17日の降雨による受益者負担金でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に1,189万3,000円を増額するものでございまして、障害者自立支援給付負担金、それから子ども手当負担金過年度分等でございます。

項2、国庫補助金。2,475万6,000円。地域生活支援事業補助金、それから介護福祉空間整備推進交付金が2,400万円、それから住宅耐震診断事業の補助金等でございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。既定額に521万2,000円の増額でございまして、こちらも障害者自立支援給付費負担金でございます。

項2、県補助金。既定額に4,983万3,000円の増額でございます。産地再生施設緊急整備交付金でございまして、3,342万5,000円でございますが、こちらにつきましては、県からの補助を事業者に、トンネル補助をするものでございます。それから地域支え合い体制づくり補助金、1,047万5,000円でございます。それから新規就農総合支援事業補助金、538万4,000円でございます。

項3、委託金。既定額から1万4,000円の減額でございます。就業構造基本調査委託金の減でございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金。210万円でございます。こちらは教育施設整備基金繰入金ということで、中学校の外構工事に充当するものであります。

款19、繰越金。項1、繰越金。3,167万6,000円の増額でございまして、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

款20、諸収入。項4、雑入。既定額に827万3,000円を増額するものでございまして、主には総務費雑入として809万5,000円。佐久良荘へ派遣しております職員の人件費相当額でございます。

次のページをお願いいたします。

款21、町債。項1、町債。既定額に3億2,910万円の増額でございます。こちらにつきましては、緊急防災・減災事業債が2億2,460万円。臨時財政対策債の8,130万円等々でございます。

歳入合計で、既定額に6億4,311万円を増額いたしまして、65億282万1,000円とするものでございます。

次のページ、歳出でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 2 億 1 1 6 万 2, 0 0 0 円の増額で
ございます。主なものは役場庁舎整備基金積立金に 2 億円でございます。

項 2、徴税費でございます。既定額に 1 6 万円の増額でございます。こちらにつ
きましては、入札差金の減額と住民税業務委託料で 4 3 万 6, 0 0 0 円の増額で、
こちらにつきましては、社会保険料等の納税証明の作成業務でございます。こちら
につきましては、確定申告の際に使用する国保税、介護保険、後期高齢等の証明書
の作成業務でございます。

項 5、統計調査費。既定額から 1 万 4, 0 0 0 円の減額であります。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。既定額に 6, 9 2 4 万 4, 0 0 0 円の増額で
ございます。障害者自立支援給付費関係で 2, 0 1 6 万円。それから福祉空間整備推
進交付金事業で 2, 6 2 0 万円。介護保険特別会計繰出金で 1, 0 4 7 万 5, 0 0 0
円でございます。

項 2、児童福祉費。既定額から 1 1 5 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございま
して、主には据置型プールの入札差金が 2 5 0 万円余。施設修繕料ということで、
排煙口の動作不良による修繕のための 2 6 万 3, 0 0 0 円。それから 0 歳児 3 名を
1 1 月から受け入れる状況になりまして、こちらの不足する臨時職員賃金 6 7 万
1, 0 0 0 円等でございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。既定額から 5 9 4 万 6, 0 0 0 円を減額する
のでございますが、一般会計で位置づけておりました一部の職員の人件費を、国保
会計の補助事業に位置づけることによる減であります。

それから款 5、労働費。項 1、労働諸費。既定額に 9 0 万円の増額でございます。
これは雇用促進事業補助金でございます。

款 6、農林水産業費。項 1、農業費。既定額に 4, 0 1 2 万 2, 0 0 0 円の増額
でございます。歳入で申し上げました産地再生施設緊急整備交付金で、3, 3 4 2
万 5, 0 0 0 円。新規就農総合支援事業補助金で 5 3 8 万 4, 0 0 0 円。クライン
ガルテン整備事業関連で 1 3 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

項 2、林業費。既定額から 1 2 4 万 6, 0 0 0 円を減額するもので、森林公園建
設工事の差金でございます。

項 3、農地費。既定額に 6 1 0 万円の増額でございます。用排水路改良工事で
3 0 0 万円。農道用水維持補修工事で 2 8 0 万円。農山漁村活性化支援事業で 3 0

万円でございます。

款 8、土木費。項 2、道路橋梁費。既定額に 2 億 1, 7 2 9 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。まちづくり交付金事業で 2, 7 0 0 万円余、緊急防災・減災事業で 1 億 8, 9 0 0 万円余でございます。

項 3、河川費。既定額に 1 7 1 万円の増額ございまして、維持補修賃金、維持補修工事、それから重機借上料ということで、久保沢の風倒木の処理を行うための経費でございます。

項 4、都市計画費。既定額から 2 9 4 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございまして、主には公共下水道特別会計への繰出金の減でございます。

款 9、消防費。項 1、消防費。既定額に 2 5 万円の増額ございまして、まちづくり交付金事業関係で建設を進めております詰所の登記のための図面作成手数料でございます。

裏をお願いいたします。款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。既定額から 3 3 7 万 5, 0 0 0 円の減額でございますが、奨学金の 2 4 0 万円の減が一番大きな理由でございます。あとは、教員住宅の解体工事の差金、それから杉の子幼稚園の運営費補助の関係での減額という関係です。

それから項 2、小学校費。既定額に 1 6 万 2, 0 0 0 円の増額でございますが、南小学校で金管バンドクラブが東海大会へ参加のために、自動車借上料分について計上するものでございます。

項 3、中学校費。1 8 8 万 1, 0 0 0 円の増額ございまして、こちらにつきましては、外構工事で 2 1 0 万円ほどの補正を要するものでございます。

項 4、社会教育費。既定額に 1, 0 0 0 円の増額でございますが、博物館運営費におきまして、元気づくり支援金の対象となりましたために、予算の組替を行うものでございます。そのための 1, 0 0 0 円でございます。

項 5、保健体育費。社会既定額に 2, 1 7 2 万 5, 0 0 0 円を増額するもので、海洋センターの耐震改修工事費で 2, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円。全国大会等参加者報奨金で 2 0 万円でございます。

款 1 1、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費ということで、6 0 1 万 3, 0 0 0 円でございます。小災害復旧工事で 5 4 0 万円、小災害の原材料費で 2 6 万 5, 0 0 0 円。重機借上げで 2 1 万 6, 0 0 0 円等々でございます。

款12、公債費。項1、公債費でございますが、既定額から1,572万7,000円を減ずるものでございまして、町債の償還元金190万1,000円の減、それから町債償還金利子の1,382万6,000円の減でございますが、一部事業が繰り越された関係で、借入を行っておりませんので、その分と、それから予定していたより安い金利での借入が行えたというものの差金でございます。

款14、項1、予備費で1億679万1,000円といたしまして、歳出合計、既定額に6億4,311万円を増額して、65億282万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページにお戻りをいただきたいと思っております。第2表「地方債補正」でございます。

まず、追加でございますが、起債の目的が緊急防災・減災事業。限度額が2億2,460万円。起債の方法ですが、証書借入又は証券発行。利率、それから償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に変更でございます。公共事業等で限度額が7億8,580万円から8億900万円に、それから臨時財政対策債が2億5,400万円から、3億3,530万円ということで、限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法等については、変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 議席番号10番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

款6、農林水産業費であります。目、農業振興費の中の説明の欄で、新規就農総合支援事業補助金538万4,000円と、それから産地再生関連施設緊急整備事業交付金3,342万5,000円というのがございます。100%国・県補助で行われるようですけれども、この事業内容について、お願いします。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

いずれも事業主体は有限会社トッピーバーです。新規就農総合支援事業補助金は、新規就農者の育成また農業者の能力の向上を通じ、地域農業のリーダーとなる人材の育成を図るための教育を目的とし、教育計画策定事業で策定委員への謝礼、会議費等で27万8,000円。その計画に基づき実際に取組みをする事業で専門員設置と謝金、それから技能者の給与、それから消耗品等で510万6,000円です。総事業費538万4,000円です。いずれも全額国の補助となります。

次に産地再生関連施設緊急整備事業交付金は、近代の円高による緊急輸入急増や異常気象等による品質低下等の影響を受け、生産及び販売環境が厳しい状況にある国産農畜産物について、これらの悪影響を緩和し、産地の農業生産の維持、発展を図ることを目的に、集出荷貯蔵施設が対象となっております。集出荷施設592.82平方メートルと、予冷施設358.5平方メートルを建設する予定でございます。総事業費は7,019万2,500円の計画です。そのうち、3,342万5,000円が補助金として補助するものでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

こちらの資料番号2番の3ページの歳出で、款2の総務費。内容のところ、役場庁舎整備基金積立金が2億となっているんですが、最終的に今積立は幾らぐらいまで積み立てているのか、それと積立予定額は幾らか。

それから、先日、庁舎改築検討委員会で提言が発表されたと思うのですが、それに対しての今後の検討予定というのをお答えいただきたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、私の方から役場庁舎整備基金積立金のお問い

合わせにお答えさせていただきます。

平成23年度末での積立金が8億円でございます。そこで今回、2億円を新たに積み増しをして、24年度末では約10億円某の形での積立になろうと思います。上限額といいますか、目的、目標額については、特に定めてございませんで、このあと総務課長からお答えするその整備手法と、それからそれによってどのくらいの事業費がかかるかということによって、今後、変動していくという状況でございますので、一応、現在の10億円はかかるであろうという想定の下で、10億円までは積み増しをしてきてございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それではお答えをいたします。

検討委員会の関係でありますけれども、この関係につきましては、昨年7月より議会の代表4名の議員の皆さん、それから町側とで検討をさせていただきました。御代田町役場庁舎改築等検討委員会ということで、お願いをしたところであります。その中では、機能を重視したシンプルな構造の庁舎建設が妥当であろう、必要であろうというような形での提言を、町長の方にいただいたところであります。

今後についてでありますけれども、町民の皆さんを交えましたところの委員会を立ち上げました。御代田町役場庁舎整備検討委員会ということで、第1回目の会議をこの7月31日に開催をいたしました。その中で、庁舎整備の基本的な考え方、それから現状、スケジュール等について説明をさせていただいたところであります。2回目の会議は今年、9月18日に予定をしております。この2回目の中では、耐震診断結果を踏まえた中で、庁舎を改修していくのか、あるいは新たに建て替えをするのかというような形の中での判断、方向づけをしていただく予定で考えております。

なお、この検討委員会で、今後においては、会議それから視察研修等を含めて、おおむね5回から6回ぐらいを開催して、最終的な方向づけで答申をいただくというような形で進めているところでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今、検討委員会、これから5回ほど開催されるというお答えをいただいたんですが、この開催内容については、随時私たちの方にもお知らせいただ

くというような形になるのでしょうか。それとも完全に終わってから、報告という形になるのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

一応、この検討委員会の方には、町長の方から諮問という形でお願いをしてあります。ですから、諮問した中で、その先ほど言いましたような形で方向づけについて検討していただいて、その結果について答申をいただくという形で考えておりますので、基本的にはその答申をいただいた中で、議会の皆さんにも報告といたしますかお示しをしていきたいというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

通告をしていなくて大変恐縮に思うわけですが、午前中の池田議員の質疑、また監査委員さんからの監査報告の中で、特に気づいた点であります。町長にその方針等をお聞きをしたいということで、質疑をさせていただきます。

まず、補正予算の中の、これは担当委員会というか、私たちの方へ、必ずそれは付託になるわけですが、町長のお考えを聞きたいわけでありまして。

要するに、細かい気配り、心配りが建設課でできないのではなかろうかと。道路の穴開きだの何だのということは、この事業費を見させていただくと、9億4,700万円、24年度予算。それで繰越明許費まで含める、2億6,000万円が24年度に23年から繰り越されてきているわけである。この事業執行にあたって、建設課職員は死に物狂いで仕事をして、せざるを得ない。ですから、小さい穴だとか、維持補修だとか、そういうところへ一生懸命目を配らせようとしているとは思いますが、当然のことながら、それだけの事業をするには人材が必要ではなかろうかと、このように私は考えるわけですが、それで、これでまだ公共災害がまだ予算計上はいろいろなことをされなくて、ないからいいわ

けでございりますが、これ農林予算と同じように、公共で災害が起きた場合、これは本当にこれだけの職員人材でこれだけの予算が執行できるのかどうなのか、町長はどうお考えですか。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員がご心配いただいていますように、現在、町ではまちづくり交付金事業の関係で、町内かなりの公共事業やって、道路整備を行っております。これにつきましては、大変住民の皆さんにもご迷惑をおかけしているかと思っております。

まず、このまちづくり交付金事業による、特に町の中心部の道路改良その他進めるうえで、当初やはりそれではもう職員体制、仕事はできないということでありましたので、それに伴いまして、例えば経験、県の建設事務所などの経験者その他、そうした臨時の皆さんもかなり専門的な臨時の即戦力の、そうした体制を整えて、現在進めております。確かにご指摘のように、例えば大きな災害が起きたとき、どうなるのかということについては、ちょっと今のところ私としては想定はできないわけですが、かなりぎりぎりの状況で現在期限の決められた中で事業を進めているという状況であります。そういう意味で、この事業を進めるうえにあたっては、職員体制を可能な限り整えて進めてきたと、検討してきたというのが実状であります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） もう1点、お聞きしたいわけです。

この事業を見ると、当然のことながら、公共事業債あるいは緊急防災事業債、町の借金なんですよ、これ。それで町長は議員の当時は有利な起債、有利な起債といっても借金にはかわりないよと。なぜこんなに借金をするんですかというふうに思っていたというふうに思うわけです。でまた、今回の民主党といいますか、補正予算といいますか、地方交付税が赤字国債が認められなければ、地方への配分がなくなってくるのではなかろうか、こういう危惧もされているわけです。

それから、監査委員さんの報告の中の、33ページの中にも、このため当町の中小企業には、町独自の支援策も実施いたしましたが、大きな光明がもたらされることなく、また、御代田町の代表的大手企業の実績も、円高の影響が大きく、減収減

益となり、前年所得を基準とする今後の税収への懸念を抱かされざるを得ません
とこう書いてあります。

こういうふうに監査委員さんまでご心配をしていただいているのに、これだけの
起債事業をどんどん借金を膨らませて、これで御代田町、それは事業やることに決
して私はいちやもんをつけるわけではございません。ですから、人材と、本当に町
長が言う健全財政、本当に税収のこのまま伸びをどこまで見て、これだけの起債事
業を実施できるのか、町長の方針、借金に対する方針と考え方と、変わったのかど
うなのかと、これをどういう財源で今後返していく、本当に健全財政が運営できる
のかどうか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私どもはこの町の整備、さまざまな事業ということにつきまして
は、当然、国や県の有利な財政的支援のあるものを大いに活用して、必要な整備を
進めようと。仮にそれが、全く無駄となるような箱ものでありますとか、そういう
ものであれば、いろいろな議論があるかと思えますけれども、私どもが進めている
のは、必要な道路の改修ということでありまして、それをできる限り町の財政負担
が少ない中で、特に最近では、国の防災減災というこうした方向での事業も有利な
補助金を受けての事業も始まっております。こうしたものを積極的に活用して、現
在実施をしています。

私どもの方針としては、事業というものは計画的に進めるということと、それか
ら常に健全財政を維持していくということで行ってございまして、私どもとしては、
現在そうした健全財政を維持できる中において、事業を進めているというふうに考
えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） ということは、町長が議員当時の起債に対する考え方と、今町長
になってからの起債に対する考え方は、お変わりになったというふうに理解してよ
ろしゅうございますか。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても借金をして事業をしているというのは事実であり
ます。その中でどういう考えをもってそれを活用していくのかということでありま
して、借金であることについては、そのとおりだと思っております。以上です。

- 議長（内堀恵人君） 武井議員。
- 9番（武井 武君） 終わります。
- 議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後3時00分）

（休 憩）

（午後3時12分）

- 議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第23 議案第85号に対して、土屋企画財政課長から答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

- 企画財政課長（土屋和明君） それでは、議長の許可を得ましたので、先ほどの起債の関係につきましては、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

今回、町で取り組んでおります緊急防災減災事業につきましては、これは起債事業というものでございまして、町が借入を起こして、事業を実施するわけでございますけれども、この償還経費につきましては、その7割を国の方で普通交付税の中で補てんをしていくということですから、事業費の7割が補助されるという制度でございまして、補助という形ではございませんが、後々の償還にかかる経費の7割を国がみてくれるということで、事業に取り組んでおります。ですから、町はいろいろな状況の中で補助ばかりでなくて、起債事業であっても、償還経費を国がみてくれるというような、有利なもので仕事をさせていただいていることということで、ご理解をちょうだいしたいと思います。以上です。

―――日程第24 議案第86号 平成24年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について―――

- 議長（内堀恵人君） 日程第24 議案第86号 平成24年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第86号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ19万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ1,973万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年8月24日に開催した管理会で、同意をいただいております。

次のページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。款1、財産収入。項1、財産運用収入。既定額から20万8,000円を減額するものでございまして、基金の運用で今回2年定期で運用したところ、中間利払いがないという状況のことがわかりましたので、今回減額するものでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額から70万円を減額するものでございます。

款3、項1、繰越金。既定額に71万円の増額でございまして、前年度からの繰越金でございます。

歳入合計で、既定額から19万8,000円を減額いたしまして、1,973万1,000円とするものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から20万円を減額するものでござい

まして、基金積立金を減額いたしました。

款2、項1、予備費で2,000円を計上して調整をさせていただきまして、歳出合計、既定額から19万8,000円を減じて、1,973万1,000円とするものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

この予算には直接は関係ございませんけれども、町長の今後の考え方について、お聞きをしたいと思います。

ハートピアの財産区にお支払いをする700万円が、ぼつぼつ期限切れになるのではなかろうかということで、御代田財産区管理会の予算も、この700万円がなければ、大変なことになるのではなかろうかというふうに思うわけでございますけれども、町長の今後のこの700万円、ハートピアへの借地賃料、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 今のお問い合わせの件につきましては、細かい点についてはここで申し述べることは控えさせていただきますが、町としましては、今年度末で契約が終了するという、今年度末ですね。ということから、委員会を開いていただきまして、町からも今後どうすべきかということの案も示させていただいている段階です。これからの本格的な協議になってくるという段階でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 検討段階であるけれども、町の考え方とすれば、700万円を継続していきたい、あるいは減額をしていきたい、というふうに考えているのかどうか、その点だけをお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 700万円を減額するのかどうかという議論ではなくて、適正な賃貸借の契約を結んでいきたいということであります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第25 議案第87号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第25 議案第87号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書49ページをお願いいたします。

議案第87号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ636万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらにつきましては、8月21日に委員会でご同意をいただいております。

次のページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます

す。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。既定額から 40 万円を減額するものであります。

款 3、項 1、繰越金。既定額に 41 万 7,000 円を増額するものでございまして、前年度からの繰越でございます。

歳入合計といたしましては、1 万 7,000 円を増額補正いたしまして、636 万 8,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出につきましては、予備費で調整をさせていただきまして、歳出合計、1 万 7,000 円の増額で、636 万 8,000 円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第 26 議案第 88 号 平成 24 年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 26 議案第 88 号 平成 24 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） ご説明いたします。

議案書の 50 ページをお願いいたします。

議案第 88 号 平成 24 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成

24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1億222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ16億2,789万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

ということで、2ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。100万円の増額でございます。保健事業を国の方に申請しておりまして、生活習慣病予防、こちらの方が400万円という内定をいただきました。当初予算で300万円見込んでおりましたので、100万円の増額補正ということでございます。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。補正額が1,282万円でございます。退職医療療養給付費交付金の交付決定に伴う増額補正でございます。

款6、項1、前期高齢者交付金。1,375万8,000円の増額補正でございます。こちらも交付決定に伴う増額でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。保健事業の内定によりまして、保健師2人の賃金、こちらの方を国民健康保険の特別会計に一般会計から組み替えるものでございまして、400万円以外の部分、205万2,000円を一般会計から給与として組み替えるものでございます。

それから款10、繰越金。項1、繰越金。前年度繰越金額の確定によりまして、7,259万円の増額補正でございます。歳入合計が1億222万円ということで、16億2,789万9,000円の予算額となります。

3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。23万9,000円の補正でございます。保険証発送用の封筒の増刷、及びレセプトシステムの改修によります電算処理委託の

増額補正ということでございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。それから、項 2 の高額療養費。いずれも補正額はございませんけれども、充当財源の変更に伴う充当財源の変更でございます。

それから款 3、後期高齢者支援金等。項 1、後期高齢者支援金等でございますが、支援金額の確定によりまして、1, 2 4 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正でございます。

それから款 6、項 1、介護納付金でございますが、こちらも納付金額の確定による増額補正で、7 0 9 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

款 8、項 2、保健事業費でございます。こちらが先ほど申し上げました生活習慣病予防保健事業として国庫支出金が認められました事業に対します職員 2 名分の人件費、6 0 5 万 2, 0 0 0 円の計上ということになるわけでございます。

それから、款 1 0、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、4, 6 3 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。平成 2 3 年度国保及び支払基金への返還金としての計上でございます。

それから款 1 1、予備費。項 1、予備費でございますが、3, 0 0 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。

歳出合計、1 億 2 2 2 万円、合計の歳出予算額が 1 6 億 2, 7 8 9 万 9, 0 0 0 円ということになります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（ 9 番 武井 武君 登壇）

○ 9 番（武井 武君） 9 番、武井であります。

おまえはしつこい、しつこい、と言われるかもしれませんが、何で歳入繰入金で 2 0 5 万 2, 0 0 0 円なんですか。町長は財源 4, 0 0 0 万円ありますよと 1 戸 1 万円減額しますよと、こういうことございました。いつまで経っても他会計繰入金、一般会計からの繰入金、4, 0 0 0 万円というお金が全然載ってこないわけでございますが、町長はやる気があるのか、それともできないのか、それとももうこの仕事はやめたのか、教えてください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

きっと、前回も申し上げたかと思えますけれども、国保につきましても、当然、所得の比較的低い方や、自営業、農業など、不安定な方々が多く加入している健康保険ということでありまして、こうした保険の特徴から、やはり将来にも安定して運営していくということが極めて重要かというふうに思っております。

そうした検討の結果、引き下げということは現状では無理だということで、現在は現状を維持していく、引き上げないということで、努力を重ねているところであります。

この間、国保につきましても、特に病気の予防や健康なまちづくりという事業を進める中で、健康を保持する事業、また、健診の受診の促進などを進めております。こうした現状を維持する努力の中で、平成18年のときには、県下で一番高かった状況ですけれども、現在は県下で41番目ということで、大きく改善をしてきているということでありまして、今後、さらにそうした事業の推進によって、この事業については、将来に向けて安定して運営できるように、努力してまいりたいと考えております。現状では、したがいましても、値下げは行わない、現状を維持していくという点で、最大限の努力を強めていくという考え方でありまして、よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 値下げはしていかない、それはいいんですよ。町長は公約で4,000万円の財源があります。1万円下げますと言ったんですよ。国保税を1万円下げますと。4,000万円の財源があるんですよ。調べた結果財源がないというなら、これはもう仕方のないことで、国保へ回していくお金はございませんよということであればいいけれども、町長の公約は国保税1万円下げます、その財源4,000万円はありますと言ったんですよ。無理じゃないんですよ。無理じゃないですよ。財源があると言ったんですよ。1万円下げる。4,000万円の財源はありますと言ったんですよから。無理じゃないですよ。何で無理なんですか。お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

6年前の最初の選挙のときには、同和事業の削減によって、その予算を生み出すことができるということで、1万円の値下げは可能だということを公約として申し上げました。2回目の選挙のときには、それについては値下げということができないということから、この前の選挙の公約としましては、値上げを抑えるためにそれについては一般会計からの予算を充てても現状維持、値上げは行わないという方向での努力を強めるということで、公約として申し上げさせていただいておりますので、その公約に基づいて現在努めさせていただいております。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。3回目ですので、まとめてください。

○9番（武井 武君） はい。町長ね、それはいいんですよ。その2回目の公約だの何だの。最初に1万円下げますと言ったんですよ。1万円下げます。4年間で下がらなかったんですよ。下がらなかったから、2回目の公約では上げないように努力しますよ、それが通ると思っているんですか。そうじゃないでしょう。

まず1万円下げたから、これこれこういうことになりましたと。あるいは1万円はとてじゃないけれども、国保の加入率30%、一般財源を国保だけにぶち込むわけにはいきませんというふうに職員の皆さんからも言われたと思うんですよ。国保加入率30.何パーセントしかないわけです。その3割の方に、その国保税だけに4,000万円の皆さんから集めた税金を国保会計に入れるというわけには、非常に不合理だということでしょう。1万円下げたことは、できないんです。できない。だから、そのできない理由をきちんと町民、あるいは議会等に説明する義務があると思うんですよ、町長には。できないことを約束したから、これはきちんとこういうことで、調査した結果できませんと、私の思い違いでした、公約の仕方がまずかったです、今後はこれこれこういうふうになります、なんでひと言謝るなりなんなり、自分の非を認めようとしませんか。お答えください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その点については、大変申しわけありませんでした。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第27 議案第89号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第27 議案第89号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の51ページをお願いいたします。

議案第89号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ3,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ9億6,284万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。歳入。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。304万1,000円の増額補正でございます。平成23年度の給付費の国庫負担金追加交付分としての決定でございます。

款5、項1、支払基金交付金。378万1,000円。こちらも23年度の追加

交付分として決定いたしました。

款6、県支出金。項2、県補助金。593万1,000円の減額補正でございます。地域支え合い体制づくり補助金をいったん一般会計に戻すということ、それから、県介護財政安定化基金取り崩しに伴う返還金、こちらを相殺いたしまして593万1,000円の減額補正ということになっております。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。こちらは地域支え合い体制づくり補助の一般会計からの繰入ということで、1,047万5,000円の増額補正ということになります。

款9、繰越金。項1、繰越金。前年度の繰越金が決めたしまして、確定いたしまして、2,018万1,000円の増額補正でございます。

歳入合計、3,154万7,000円を増額補正いたしまして、9億6,284万2,000円という予算額となります。

3ページをお願いいたします。歳出。

款4、積立金。項1、積立金。県財政安定化基金返還金の積立ということで、454万5,000円の増額補正でございます。

款5、諸支出金。項1、諸支出金。システム改修、地域支援事業費に対する返還金として、240万2,000円の計上でございます。

それから、款8、予備費でございますけれども、2,460万円を増額いたします。

それから款9、地域支え合い体制づくり事業費ということで、財源変更でございます。

歳出合計が3,154万7,000円の増額補正となっております、9億6,284万2,000円の予算額となります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第28 議案第90号 平成24年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第28 議案第90号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書52ページをお願いいたします。

議案第90号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ1億1,125万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料。本算定に伴いまして、当初連合会の見積もりが若干大きかったということで、本算定の結果、132万円の減額補正でございます。

款4、繰越金。前年度の繰越金が確定いたしまして、236万3,000円の増額補正でございます。

歳入合計、104万3,000円で、1億1,125万6,000円の予算額と

なります。

3ページをお願いいたします。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、補正額64万6,000円の減額でございます。

予備費といたしまして、168万9,000円の増額。

歳出合計が、104万3,000円の増額で、1億1,125万6,000円の予算額となるということでございます。

以上であります。よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第91号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第29 議案第91号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第91号 平成24年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出、それぞれ331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ1億307万3,000円と

する。

補正の款項の区分等につきましては、次の２ページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます。

款４、繰入金。項２、基金繰入金。既定額から４００万円の減額をお願いいたします。

続きまして款５、繰越金。項１、繰越金。既定額に７３１万４，０００円の増額をお願いいたします。

歳入合計で、既定額に３３１万４，０００円の増額をお願いいたします。平成２３年度からの繰入金の確定によりまして、基金繰入金の減額と、次のページでございます予備費の方に充当するものでございます。

次の３ページをご覧ください。歳出でございます。

款５、予備費。項１、予備費。既定額に３３１万４，０００円の増額をお願いいたします。

歳出合計で３３１万４，０００円の増額をお願いいたします。先ほど申し上げましたとおり、２３年度からの繰越金約７００万円を基金からの繰入金約４００万円の減額と、残り約３００万円を予備費とするものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第３０ 議案第９２号 平成２４年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第３０ 議案第９２号 平成２４年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の54ページをお願いいたします。

議案第92号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1,171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出、それぞれ1億2,866万6,000円とする。

補正の款項の区分等につきましては、次の2ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます。

款4、繰入金。項2、基金繰入金。既定額250万円の皆減をお願いいたします。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に1,421万円の増額をお願いいたします。

歳入合計といたしまして、既定額にか1,171万円の増額をお願いいたします。平成23年度からの繰入金の確定によりまして、基金からの繰入金を皆減するものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額から42万8,000円の減額をお願いいたします。人事異動によるものでございます。

項2、施設管理費。既定額に17万8,000円の増額をお願いいたします。落雷等の停電時に発電機の借上げ料と、その発電機用の200ボルトコードの方は備品購入費で購入したいというものでございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。既定額に940万円の増額をお願いいたします。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に256万円の増額をお願いいたします。歳出合計が既定額に1,171万円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第31 議案第93号 平成24年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第31 議案第93号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の55ページをお願いいたします。

議案第93号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（第1条） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1,310万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ6億5,769万1,000円とする。

補正の款項の区分等につきましては、次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に320万円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、一括納付者の増加でございます。約10万円が30名ということでございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額から20万円の減額をお願いいたします。これは長寿命化計画策定の入札差金によりまして、補助金の減額になるものでございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から298万円の減額をお願いいたします。こちらは一般会計からの繰入金の減額でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。既定額に 1, 308 万 2, 000 円の増額をお願いいたします。

歳入合計が、既定額に対しまして 1, 310 万 2, 000 円の増額をお願いいたします。

次の 3 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。既定額に 575 万 4, 000 円の増額をお願いいたします。主な理由でございますが、10 月 1 日から全 4 池、今 22 年度で 4 池の整備が完了したわけですが、現在は 1 池目を定期点検のために止めております。2、3、4 の 3 池で稼働しているわけですが、10 月 1 日からにつきまして、すべて 4 池で稼働したいために、電気料が増えるものでございます。それと消費税が増額となりますので、その部分の増額になります。

款 2、公債費。項 1、公債費。こちらにつきましては財源変更でございます。

款 3、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によるもので、既定額に 734 万 8, 000 円の増額をお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額に 1, 310 万 2, 000 円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 32 報告第 8 号 平成 23 年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 32 報告第 8 号 平成 23 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の56ページをお願いいたします。

報告第8号 平成23年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を、別紙のとおり報告しますということで、57ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を、次のとおり報告します。

記といたしまして、実質赤字比率でございますが、これは標準的な財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合で、当町では赤字額がございませんので、「-」(数値なし)となっております。

2番の連結実質赤字比率は、標準的な財政規模に対するすべての会計における実質的な赤字の割合で、実質赤字比率と同様に、当町では赤字額がないため、こちらも「-」(数値なし)となっております。

3番の実質公債費比率でございますが、標準的な財政規模に対する一般会計等が負担する借金返済額の割合。3年間平均でございますが、こちらが8.8。前年度8.2ということで、0.6ポイント上昇しておりますが、これはいろいろ決算の説明の中で申し上げてきましたが、借換え予定を借換えを行わず、全額償還したために、公債費が増となったことによるものでございます。

4番目の将来負担比率でございますが、こちらも標準的な財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合で、当町では将来負担額に対して財政調整基金等の基金残高などの充当可能財源が上回りますので、こちらも「-」(数値なし)となっております。

次に、資金不足比率でございますが、こちらにつきましても資金不足が生じるという状況が見込めないため、こちらも「-」(数値なし)となっております。

報告につきましては、以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

日程第32 報告第8号中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉 喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化に定める審査結果のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元定例会資料の最後の方の、58ページに記載してございます。

私と議会選出の柳澤監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を、慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が、法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼をおいて、財政の健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成23年度の御代田町の一般会計に、健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は、黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち、一般会計等の実質赤字額と標準財政規模との関係比率である実質赤字比率、連結赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定はされておりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金など標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数で、当町では8.8であります。財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですが、問題はないものと判断

できます。

なお、起債許可となる起債許可基準は18%で、この面からも問題はございません。

さらに、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります、将来負担比率も、分子となる将来負担額等の数値が算定されません。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、この面でも問題もございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について、申し上げます。

なお、第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の最終ページ、59ページに記載されております。

審査にあたりましては、第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、平成23年度決算に基づく水道事業や下水事業等5つの関係公営企業は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づく算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましては、算定されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、是正、改善を要すると指摘すべき事項はございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と柳澤監査委員が健全化法に定める合議により決定したものでありますことを念の為に申し添え、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内堀恵人君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成23年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第93号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第33 請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全
条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願――

――日程第34 請願第12号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を
求める請願――

――日程第35 請願第13号 新教職員定数改善計画の着実な実現と、
教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願――

――日程第36 陳情第14号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情――

○議長（内堀恵人君） 日程第33 請願第11号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願について、日程第34 請願第12号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について、日程第35 請願第13号 新教職員定数改善計画の着実な実現と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願について、日程第36 陳情第14号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情についてまでは、今定例会に提出され、受理いたしました。

お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

○議長（内堀恵人君） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 0 3 分